

1990年代の欧米先進諸国における 財政健全化に向けた取り組み事例

井瀧 正彦（監修）、三宅 裕樹、齋田 温子

■ 要 約 ■

1. ギリシャの財政危機に端を発して、国債の信用リスクに対する不安感が広まる中、わが国の財政の健全性に対する関心が改めて高まっている。わが国の政府の債務残高は1990年代以降、一貫して増加基調をたどっている。一方、欧米先進諸国では、1990年代前半に深刻な財政危機を経験したものの、危機の克服に向けた取り組みの結果、政府の債務残高の対GDP比は総じて、同年代前半の増加傾向から、後半には一転して横ばい、ないし減少傾向をたどった。
2. 1990年代前半に欧米先進諸国がほぼいっせいに財政の健全化に向けた取り組みを本格化させた背景には、①マクロ経済環境の悪化などに伴う財政赤字の拡大のほか、②欧州では通貨統合に参加するべく、マーストリヒト条約に定められた財政の健全性に関する規準を遵守する必要があったこと、③イタリアやスウェーデン、カナダのように、資本市場からの「外圧」が加わったこと、などが挙げられる。
3. 欧米の事例をみると、多くの場合、歳出の削減を中心に財政再建が図られた。そこでは、①新たな政策の実施によって財政負担が拡大する場合には、それに見合うだけの既存の公共サービスの歳出の削減、ないし増税を行うというルールを設けたり、②歳出の増加に経済成長率を参考にした上限を課す、といったルールを導入した事例が散見される。こうした方針に基づき、例えば公務員の定数削減や社会保障関連費の自然増の抑制措置などが相次いで実施された。
4. 歳入面では、付加価値税については全ての国で、税率が引き上げられた。カナダのように、付加価値税の逆進性に配慮して、税額控除措置を導入した事例もある。また、法人税では、多くの国で税率の引き下げを課税ベースの拡大とセットで行われた。一方、個人所得税については、改革の内容に多様性がみられる。

I はじめに

1. 改めて注目を集めるわが国の財政状況

ギリシャにおいて、政権交代を機に深刻な財政状況が発覚し、同国の国債の信用リスク、すなわちソブリン・リスクへの懸念が市場で高まったことを受けて、他の欧州の中小規模の新興国、ひいては先進国も含めて、国債の信用力に対する不安感が広まっている。2007年後半の米国サブプライム・ローン問題に端を発するグローバルな金融危機は、資本市場における流動性危機から金融機関の不良債権問題を経て、2010年に入って新たな段階へと進んだと捉えることができよう。

こうした情勢の変化によって、わが国の財政の健全性に対して改めて高い関心が集まっている。2010年6月に誕生した菅直人新政権は、「強い経済、強い財政、強い社会保障」の一体的実現を政策として掲げて、発足後まもなく「財政運営戦略」を閣議決定した。そこでは、中央政府と地方自治体を合わせたベースでの基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字を2015年度までに対GDP比で半減させ、2020年度までには黒字化させる、といった財政再建の目標が提示され、その実現に向けて歳出と歳入の両面からの取り組みを進めるとの方針に言及がなされている。こうした政権の取り組みは、2010年7月に行われた参議院選挙でも大きな争点の一つとして、国民的な問題意識を喚起した。

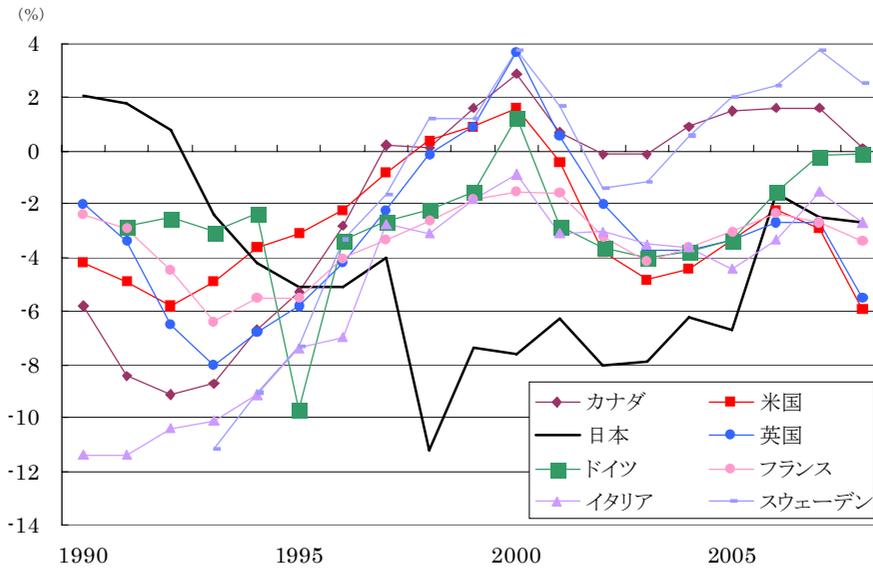
わが国の政府の財政状況を改めて確認すると、1990年代以降、景気の低迷が長く続いたこともあって、政府の財政収支は一貫して赤字状態にある。国際比較を可能にするため、一般政府（中央政府・地方自治体・社会保障基金）レベルでのフロー・ベースの財政状況をみると、財政収支の対GDP比は、バブル経済の崩壊を受けて1993年以降、一貫してマイナスの値で推移していることがわかる（図表1）。その赤字幅も、1998年の対GDP比11.2%をはじめ、1990年代後半から2000年代中頃まで、ほぼ一貫して同5%を上回るなど、相当に大きな規模となっている。

こうしたフロー・ベースの動向は、ストック・ベースの財政状況にも反映されている。国債や地方債など、一般政府の債務の残高は、ここ数十年にわたって急増傾向をたどっており、1997年には対GDP比100%、2002年には同150%の水準を突破し、直近の2008年では172.1%に達した（図表2）。

2. 1990年代に財政再建に取り組んだ欧米先進諸国

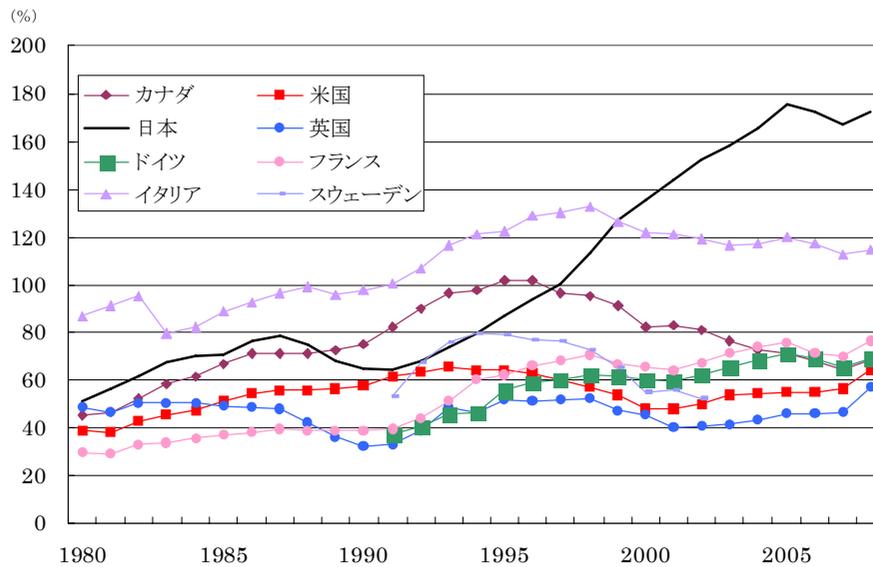
一方、欧米先進諸国では、直近でこそ金融危機、およびその影響を受けての景気後退への政策対応のためにフロー・ベースで財政収支が悪化しているものの、政府の債務残高の規模をみると、対GDP比ベースの値は、わが国ほどには高くないことがわかる。ドイツやフランス、米国、カナダでは70%前後、英国はこれより一段階低くて57.0%と、わが国の半分以下の水準である。イタリアは114.5%と、他の欧米諸国と比べればやや高い値

図表 1 先進諸国の一般政府の財政収支の推移（対 GDP 比）



(注) ドイツは 1991 年以降、スウェーデンは 1993 年以降。また、スウェーデンのみ IMF のデータを利用。
 (出所) OECD 資料、および IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

図表 2 先進諸国の一般政府の債務残高の推移（対 GDP 比）



(注) ドイツとスウェーデンは 1991 年以降。また、スウェーデンのみ 2002 年までで、IMF のデータを利用。
 (出所) OECD 資料、および IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

となっているものの、それでもわが国に比してかなり低い水準にあることに変わりはない。
 もっとも、1990 年の状況をみると、各国一般政府の債務残高は、わが国の対 GDP 比 64.7%に対して、英国やフランスは同 30%台と、この時期でも低かったものの、米国は同 57.3%とわが国との差は直近に比べればかなり小さかった。また、カナダやイタリアでは、

それぞれ同 75.2%、97.6%と、わが国を大きく上回っていたのである。

1980年代末から1990年代前半にかけて、欧米先進各国は、それぞれの社会・経済事情を背景として深刻な財政危機に直面し、ほぼ一様にフロー・ベースの財政赤字を拡大させた（前掲図表1）。例えば、イタリアでは、1980年代から続く対GDP比マイナス10%超の財政赤字の状況から依然として脱することができないでいたほか、英国やフランス、米国、カナダでも、1980年代に財政が深刻化した時期を上回る財政赤字を抱えることとなった。それゆえ、ストック・ベースでも、1990年代前半にはほぼ全ての欧米先進諸国で、債務残高が急速に増加する状況がみられた（前掲図表2）。1990年から1995年の5年間に於ける一般政府の債務残高の対GDP比の増加幅をみると、カナダの26.4%ポイントを筆頭に、フランスやイタリア、スウェーデンで、わが国と同じく20%ポイントを上回った。

ところが、1990年代後半になると、わが国では依然として、一般政府の債務残高の増加基調が維持されたのに対して、欧米先進諸国では財政状況が改善に向かった。特にスウェーデンでは、1994年の対GDP比79.3%をピークとして、急速に同比率は減少傾向をたどり、2000年時点では同55.3%と、ピーク時より24.0%ポイントも低下した。この他、英国やイタリア、米国、カナダなどでも債務残高の顕著な減少傾向が確認されるし、フランスやドイツでは横ばいで推移した。

こうした欧米先進諸国における財政状況の改善は、特に1990年代前半から中頃にかけての、各国政府による財政再建に向けた取り組みが一定の成果を挙げたことを示すものである。当時の財政再建改革においては、①新規の政策を実施する際には、財政負担が増加しないよう、他の政策で歳出の削減を併せて実施することや、②既存の公共サービスの歳出を抑制するために客観的な数値目標を設定するといった財政運営のルールが、多くの国で策定された（図表3）。その上で、①公務員人件費の削減や、②社会保障関連支出での自然増を抑制するための制度改革（給付水準の引き下げ、支給開始基準の厳格化など）と

図表3 概観：欧米先進諸国の1990年代の財政健全化に向けた取り組み

| | ドイツ | フランス | イタリア | 英国 | スウェーデン | 米国 | カナダ |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 背景 | 東西ドイツ統一 | 90年代初頭の景気後退 | 80年代からの財政赤字 欧州通貨危機 | 90年代初頭の景気後退 欧州通貨危機 | 90年代初頭の景気後退 欧州通貨危機 | 80年代の大幅減税、軍事費増加 双子の赤字 | 90年代初頭の景気後退 |
| 政府債務残高 (対GDP比) | 37.7% (91年) ↓ 60.4% (00年) | 38.6% (90年) ↓ 65.6% (00年) | 38.6% (90年) ↓ 65.6% (00年) | 32.3% (90年) ↓ 45.1% (00年) | 53.0% (91年) ↓ 55.3% (00年) | 57.3% (90年) ↓ 48.0% (00年) | 75.2% (90年) ↓ 82.1% (00年) |
| 財政健全化策 | | | | | | | |
| 健全化の数値目標の設定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 歳出削減 (公務員人件費削減、社会保障制度改革など) | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 歳入引上げ (増税など) | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 国営企業民営化 | ○ | ○ | ◎ | ◎ | | | |

(注) 図表35は、本図表の内容をより詳しくしたものである。

(出所) 各種資料より、野村資本市場研究所作成

いった歳出の削減策、あるいは③付加価値税の税率引き上げなどが実施された。こうした取り組みによって、実際に欧米先進諸国の財政赤字は、1995 年前後から縮小に向かい、カナダでは 1997 年に、スウェーデンと米国は翌 1998 年に、また英国では 1999 年に、それぞれ財政収支は黒字に転じるまでとなった（前掲図表 1）。

わが国でも、財政再建に向けた取り組みが行われなかったわけでは決してない。1990 年代後半における橋本政権下での消費税率引き上げなどは、その典型といえよう。しかしながら、結果としては財政収支の大幅な改善には結びつかず、そのために政府の債務残高の累増傾向に歯止めがかからなかったのである。

本稿は、1990 年代における欧米先進諸国の財政再建に向けた取り組みの内容を各国ごとに概観することを目的とするものである。検討では、欧州諸国ではドイツ、フランス、イタリア、英国、スウェーデン、北米諸国では米国とカナダ、合計 7 ヶ国を対象としている。

なお、本稿の関心は、特に中央政府による財政改革の取り組みにあるが、図表などで掲載するデータは、基本的に、横比較を可能とする観点から、地方自治体（連邦制国家の場合には州政府等）や社会保障制度を含めた一般政府レベルのものを用いている。

II 欧米先進各国の財政再建の取り組み¹

1. ドイツ

1) 財政健全化を後押しした背景

まず、欧州の先進諸国を取り上げる。

ドイツをはじめ、欧州地域において 1990 年代に財政の健全化に向けた取り組みが推し進められた背景としては、①1990 年代初頭における景気の深刻化などを受けて、財政状況が悪化したことと、②1991 年 12 月に合意に至ったマーストリヒト条約（Treaty on European Union）で、欧州通貨統合への参加条件の一つとして定められた財政の健全性に関する基準を満たす必要があったこと、という 2 点が共通して挙げられる。

ドイツに関していえば、①1990 年代初頭の財政状況の悪化については、1990 年 10 月の東西ドイツの統一の影響が大きいと考えられる。そもそも、旧西ドイツ地域では 1980 年代に、当時のコール政権が、歳出の削減を中心とした財政再建の取り組みを推し進めたことにより、同年代後半には財政状況は健全化に向かっていった。

しかし、1990 年に東西ドイツの統一が実現すると、ドイツの財政状況にも大きな

¹ 本章全般にわたって、主に以下の文献を参考資料として用いた。伊東弘文編著『現代財政の変革』ミネルヴァ書房、2005 年、井堀利宏『財政赤字の正しい考え方』東洋経済新報社、2000 年、葛見雅之・牛窪賢一「諸外国における財政再建成功例の要因分析」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『財政赤字と日本経済』有斐閣、2005 年、第 10 章、財政制度等審議会『財政制度分科会 海外調査報告書』2006 年、田中秀明「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革」『RIETI Discussion Paper Series』2004 年、富田俊基『国債累増のつけを誰が払うのか』東洋経済新報社、1999 年、同『日本国債の研究』同、2001 年、欧州通貨機構（European Monetary Institute, EMI）、*Progress Towards Convergence*、1996 年・1998 年・2000 年。

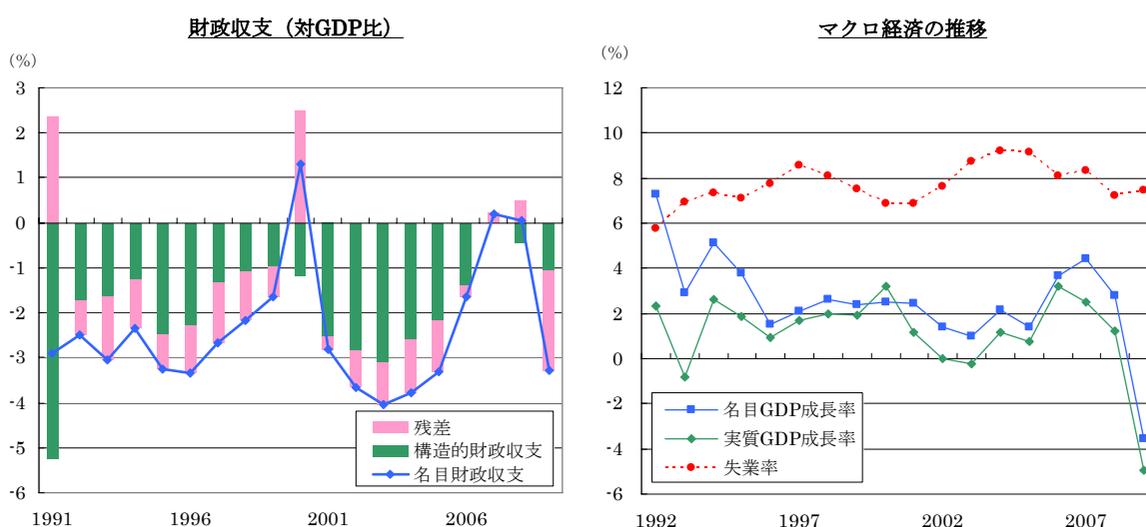
影響が及ぶこととなった。直接的には、旧東ドイツ地域の経済水準を引き上げるべく、インフラ整備の必要が生じたことによって歳出が拡大したり、同地域が抱えていた公的債務を継承したために政府の債務残高が膨らんだ。実際、IMFが算出する、景気変動の効果を除いた財政収支である構造的財政収支をみると、1991年には対GDP比5.2%の財政赤字が生じた（図表4左図）。

さらに、1991年後半からは東西ドイツ統合の特需の反動、あるいは旧東ドイツ地域の経済再生の立ち遅れの影響などから、ドイツ経済は景気後退局面に入り、実質GDP成長率は、1992年の2.3%から1993年にはマイナス0.7%へと低下した（図表4右図）。これによってドイツ政府は、税収の落ち込み、および失業保険給付の増加などの歳出拡大による、財政状況のいっそうの悪化の可能性に直面したのである。

また、②欧州通貨統合に向けた財政健全化の必要については、マーストリヒト条約は、単一通貨ユーロの導入に向けて、これに参加する国々に対してマクロ経済の状況に関するいくつかの条件を満たすことを求めていた。このうち、参加国の財政の健全性を担保するための条項としては、①一般政府のフローの財政赤字を対GDP比で3%以内に抑えることと、②ストックの債務残高を対GDP比60%以内に抑えることという2つが盛り込まれていた。

それゆえ、ドイツ政府は、マーストリヒト条約に基づくスケジュールに間に合うよう、財政収支の悪化に対して対処する必要があった。マーストリヒト条約では、遅くとも1999年までに通貨統合を実施するとされていたが、実際には、統合に最初から参加する第一陣の国々は1998年5月に発表され、これが欧州先進諸国の財政健全化の実質的な期限となった。

図表4 ドイツの財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(注) 一般政府レベル。また、構造的財政収支とは、景気の変動による財政収支の変動の影響を取り除いたベースでの財政収支であり、IMFによる計算値。

(出所) IMF資料より、野村資本市場研究所作成

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

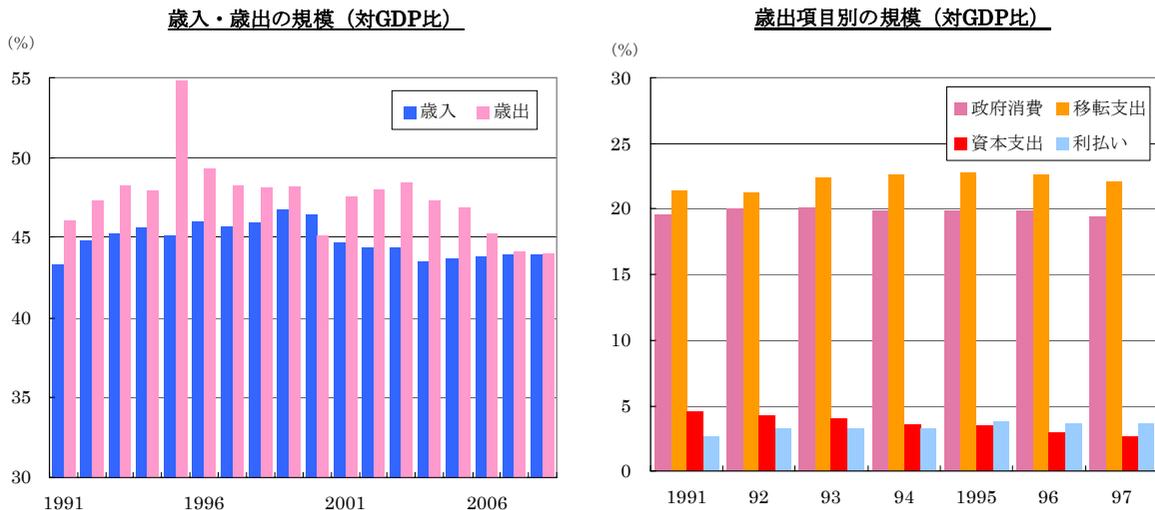
こうした背景を受けて進められたドイツにおける 1990 年代の財政健全化に向けた取り組みは、歳出の自然増の抑制と付加価値税の増税によるものであった、と概括できる。

歳出面に関する取り組みとしては、まず、1994 年の予算編成の方針として「モラトリアム原則」という財政運営ルールが打ち出された。これは、「新たな政策は今後、基本的に検討の対象としない。仮に検討して実施する際には、追加的に拡大する歳出と同額の歳出削減を行う」という財政運営の考え方である。これが遵守されれば、新たな政策の実施によってネット・ベースで政府の財政負担が増加することはないと考えられる。

また、すでに実施している公共サービスの経費の増加を抑制するための財政目標として、1994 年に閣議決定された「成長と雇用創出のための行動計画」では、政府の歳出規模を 2000 年までに、東西ドイツ統一前の水準である対 GDP 比 46% の水準に引き下げる、という数値基準が提示された。翌 1995 年に財務省が策定した中期財政戦略では、この目標がより具体化され、公務員の定員削減や失業給付の削減などを通じて、前年度からの歳出の増加率を名目 GDP 成長率よりも 2%ポイント以上低く抑えるという方針が示された。

実際のドイツ財政の歳出規模の対 GDP 比の推移をみると、1996 年には 49.3%と、1991 年の 46.1%から 3.2%ポイント上昇したが、その後は緩やかながら減少傾向をたどり、2000 年には 45.1%となった（図表 5 左図）²。旧東ドイツの復興支援のために

図表 5 ドイツの一般政府の財政規模の推移



(注) 出所が異なるため、左右の図、および図表 4 左図の間で必ずしもデータの整合性はない。
(出所) OECD 資料 (左図)、および欧州通貨機構 (EMI) 資料 (右図) より、野村資本市場研究所作成

² 1995 年のドイツの一般政府の歳出規模の対 GDP 比は 54.8%と、他の年に比べて約 5%ポイント高くなっている。ただし、ドイツ財務省、IMF (図表 4 左)、欧州通貨機構 (European Monetary Institute, EMI) (図表 5 右) の統計データからは、1995 年にこのように歳出が急増したという事実は確認されない。本稿では、データの統一性の観点から、政府の財政規模については OECD の統計データを用いているが、1995 年のドイツ政府の歳出規模については、以上の理由から検討の対象としていない。

生じた毎年度の歳出負担は対 GDP 比で 5～6%程度とされること³、またこの間の景気低迷、失業率の高止まり、あるいは少子高齢化の進展などを踏まえても、歳出抑制策の効果は確かにあったとみることができよう。

歳出の内訳をみると、1991年から1997年にかけて、年金や医療保険、失業給付といった政府から国民に対する現金給付である移転支出の対 GDP 比は約 1%ポイント上昇したが、公務員の人件費などの政府消費は 19%台でほぼ横ばいで推移した（図表 5 右図）。また、インフラ整備などの資本支出は 4.6%から 2.7%へと 1.9%ポイント減少した。

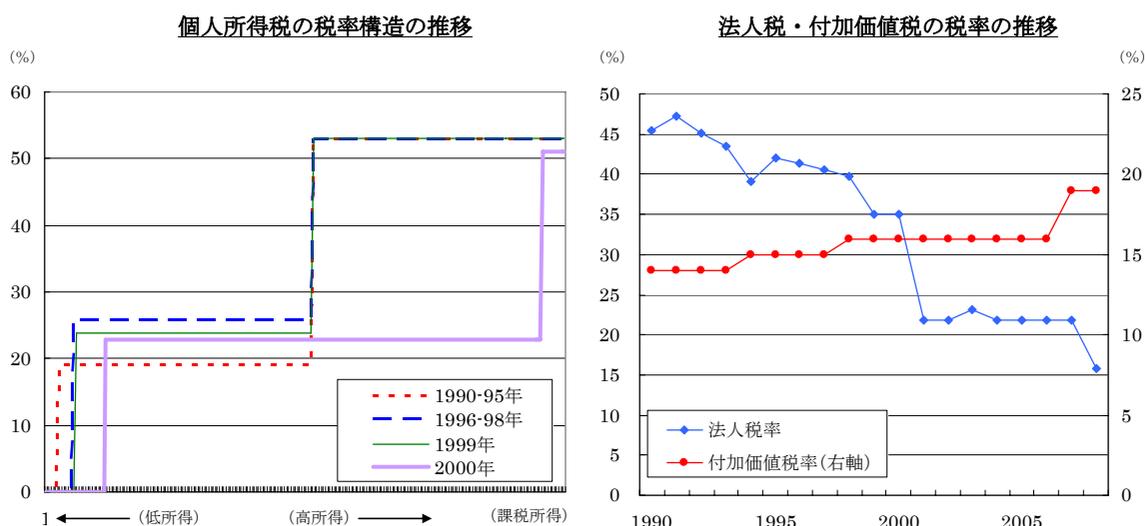
3) 歳入面での取り組み

一方、歳入面に関しては、付加価値税の税率が、1993年と1998年に各 1%ポイント引き上げられ、1990年代を通じて 14%から 16%に上昇した。これにより、付加価値税の税収は対 GDP 比で 1991年の 5.9%から 2000年には 6.8%へと、0.9%ポイント増加した（図表 6・7）。

他方、個人所得税と法人税については、基本的には減税の方向で改革が行われた。まず、個人所得税に関しては、1990年代を通じて 2 段階税率が維持され、最高税率は 53.0%で据え置かれた一方、低い所得階層に対する適用税率は 1996年に 19.0%から 25.9%に引き上げられた。ただし、これと同時に課税最低限が 2,871 ユーロから 6,184 ユーロに増額された。そのため、個人所得税の税収の対 GDP 比は、1996年で 9.0%、1997年も 8.7%と、税制改正前の 1995年の 10.2%よりも低い水準となった。

また、法人税では、1990年代を通じて連邦政府レベルで税率が 10%引き下げられ

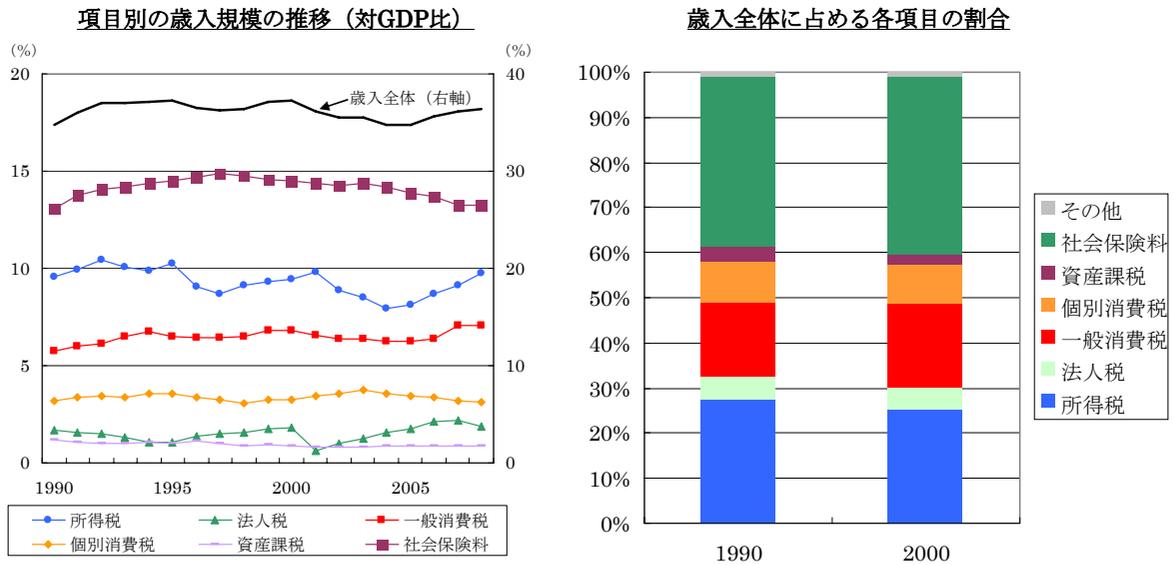
図表 6 ドイツの主要税目の税率の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

³ 注 1 富田 (1999 年) など参照。

図表7 ドイツの一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



（出所）OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

た。この間、州・地方政府のレベルで課される法人税の税率は 9.1%から 17.0%へと段階的に引き上げられたものの、法人税全体での税率はネットで低下した。ただし、同時に各種の課税控除措置が縮小、ないし廃止されて課税ベースが拡大したこともあって、対 GDP 比でみた法人税収は、1991 年の 1.5%から 1995 年には 1.0%へと、1990 年代前半での減少幅は 0.5%ポイントにとどまった。また、1996 年以降は、景気の回復に伴う収益環境の改善も手伝って増加に転じ、2000 年には 1.7%と、当時より税率が高かった 1991 年の水準をも上回った。

なお、個人所得税と法人税に対しては、旧東ドイツ地域におけるインフラ投資の財源を調達することを目的に、各税目の税額の 5.5%を「連帯付加税（Solidaritätszuschlag）」として新たに徴収するという増税措置が、1995 年より恒久措置として実施された。ただし、両税の税収規模をさほど大きく変える改革であったとは、必ずしもいえない。

その他、ドイツでは 1999 年に、石油・ガス税の税率の引き上げ、およびガソリンやディーゼル、電力に対して課税を行う新税の創設が、環境税の導入措置として実施された。

4) 国営企業の民営化

また、財政再建や産業の規制緩和を目的に進められた国営企業の株式会社化や株式公開も、1990 年代のドイツ政府の財政状況の改善に一定、貢献した。特に 1998 年には航空会社のルフトハンザ（Deutsche Lufthansa AG）や通信会社のドイツ・テレコム（Deutsche Telekom AG）などの大型の株式公開案件があり、連邦政府はこれらを通

じて 101 億ユーロの財政収入を獲得した（図表 8）。1991 年から 2000 年にかけて連邦政府が国営企業の民営化を通じて得た財政収入は合計で 195 億ユーロと、2000 年の GDP の 1%超の規模に達した。

5) 財政収支の推移

ドイツは、こうした取り組みの末、財政の健全化に成功したといえる。一般政府の財政収支の対 GDP 比の推移をみると、1990 年代前半においてはマイナス 3%前後の水準にあったが、これが同年代後半には改善に向かい、2000 年には好景気の影響も手伝ってプラス 1.3%と、一時的とはいえ財政黒字に転換した（前掲図表 4 左図）。この間、構造的財政収支も、基本的には赤字幅を縮小させた。

また、一般政府の債務残高の対 GDP 比は 1998 年までは増加基調をたどったが、その後は 2002 年まで横ばいで推移し、政府債務の累増に歯止めがかかった（前掲図表 2）。

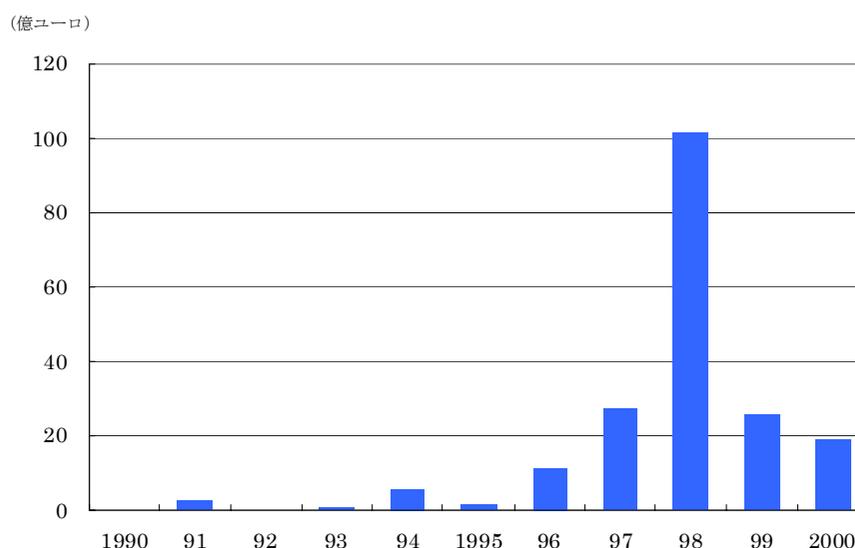
2. フランス

1) 財政健全化を後押しした背景

フランスで 1990 年代に財政健全化に向けた取り組みが推し進められた背景は、① 1990 年代初頭の財政状況の悪化と、②マーストリヒト条約の財政の健全性基準の遵守という 2 点であり、先にみたドイツと共通している。

このうち、①フランスの財政状況についてみると、1980 年代のフランスは社会党

図表 8 ドイツにおける国営企業の民営化による財政収入の推移



(注) 1998 年以前については、1 ユーロ = 1.95583 マルクで換算している。

(出所) ドイツ連邦財務省資料より、野村資本市場研究所作成

ミッテラン政権下にあった。ミッテラン大統領は、就任当初の 1980 年代前半こそ、公務員給与の引き上げや社会保障給付の増額、大規模な私企業の国有化などを行ったものの、財政状況の悪化を受けて、次第に緊縮財政へと方針転換を図った。これにより、1989 年には一般政府の財政収支の対 GDP 比はマイナス 1.8%にまで改善していた（前掲図表 1）。

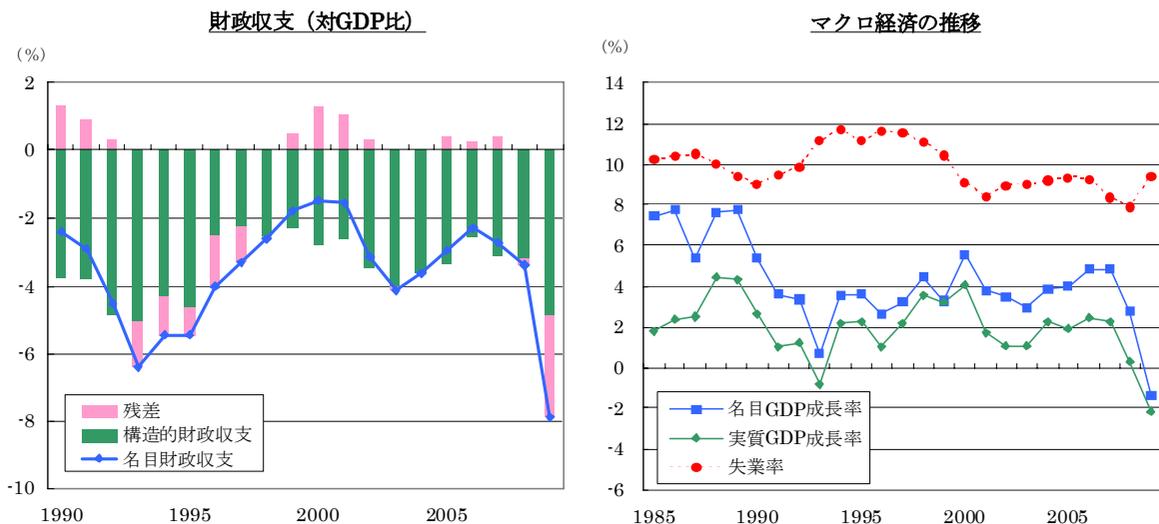
しかし、1990 年代初頭にフランス経済は景気後退局面に入り、実質 GDP 成長率は 1989 年の 4.3%から翌 1990 年には 2.6%、1991 年は 1.0%へと低下し、1993 年にはマイナス 0.8%と、ドイツと同じくこの年にマイナス成長となった（図表 9 右図）。これにより、フランス政府は税収の落ち込みと歳出の増加に直面し、財政収支は再び悪化に向かい、1993 年には一般政府の財政赤字は対 GDP 比で 6.4%にまで拡大した（図表 9 左図）。また、景気変動によらない構造的財政収支のベースでも赤字幅は同 5.0%となり、1980 年以降で最悪の水準となった。

それゆえ、1990 年代のフランス政府にとっては、②欧州通貨統合への参加も見据えて、こうした財政状況の深刻化からいち早く脱却することが、重要な政策課題の一つとなった。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

1990 年代におけるフランスでの財政健全化に向けた取り組みは、社会党ミッテラン大統領のもとで 1993 年に誕生した保守派のバラデュール内閣によって策定された「経済・社会再建プログラム」、および翌 1994 年の「財政五ヶ年計画法」を機に本格的にスタートした。これらの財政再建計画では、歳出の増加率をインフレ率以下に抑えることで実質ベースでの歳出の削減を図るという財政運営ルールなどが提示され

図表 9 フランスの財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(出所) IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

た。ただし、この当時は失業率が上昇傾向にあり、1994年には11.7%と同国としてもかなり高い水準に達するなど、マクロ経済が深刻な状況にあったことを受けて、経済情勢に配慮した雇用対策や所得税の減税が行われた。そのため、財政収支の改善はほとんどみられなかった。

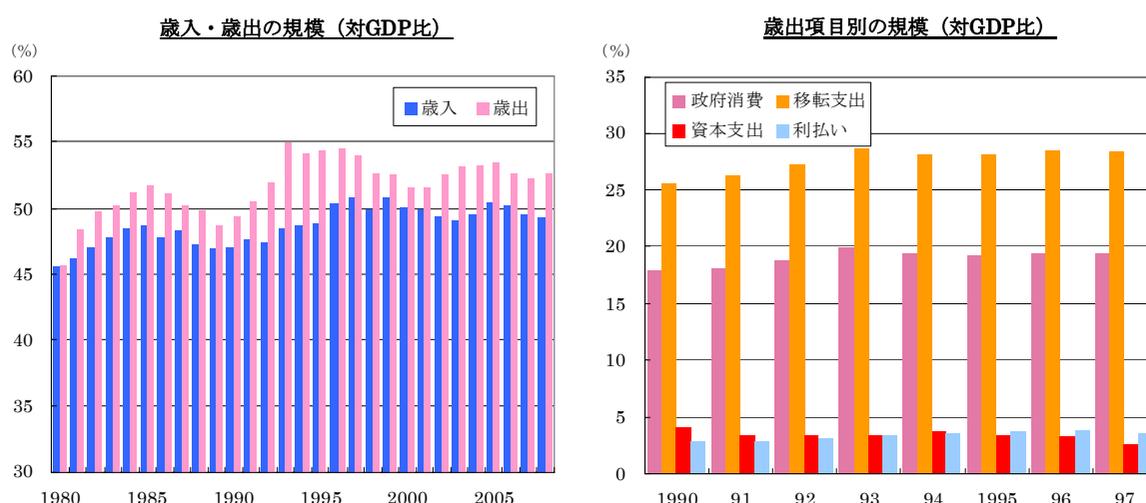
しかし、1995年に社会党のミッテラン大統領に代わって保守派のシラク氏が新たに大統領に就任すると、財政の健全化に向けた取り組みが加速した。シラク政権下で組閣された保守派のジュペ内閣は、財政健全化の具体的な数値目標として、一般政府の財政赤字を1995年以降、毎年対GDP比1%ポイントずつ削減していくとの方針を示した。そして、これを達成するための具体的な歳出削減策として、1996年度、および1997年度の予算編成では、雇用や教育といった重点政策分野は別として、公務員給与の引き下げや定数削減、国防関連では召集兵の約3万人削減などが実施された。

こうした取り組みが歳出規模の推移に与えた影響をみると、1990年から1993年にかけて、失業手当などの移転支出、および人件費などの政府消費は、それぞれ対GDP比3.1%ポイント、1.9%ポイント増加したが、1994年以降はほぼ横ばいで推移し、1997年の歳出規模は、移転支出が対GDP比28.4%、政府支出が同19.4%と、1993年のピーク時より同0.3%ポイント、0.5%ポイントの減少となった（図表10右図）。この他、インフラ整備などの資本支出がやや減少したこともあって、歳出全体の規模は1993年の対GDP比54.9%から2000年には同51.6%へと、3.3%ポイント縮小した（図表10左図）。

3) 歳入面での取り組み

他方、歳入面での改革に関しては、まず、付加価値税で、1995年に18.6%から

図表10 フランスの一般政府の財政規模の推移



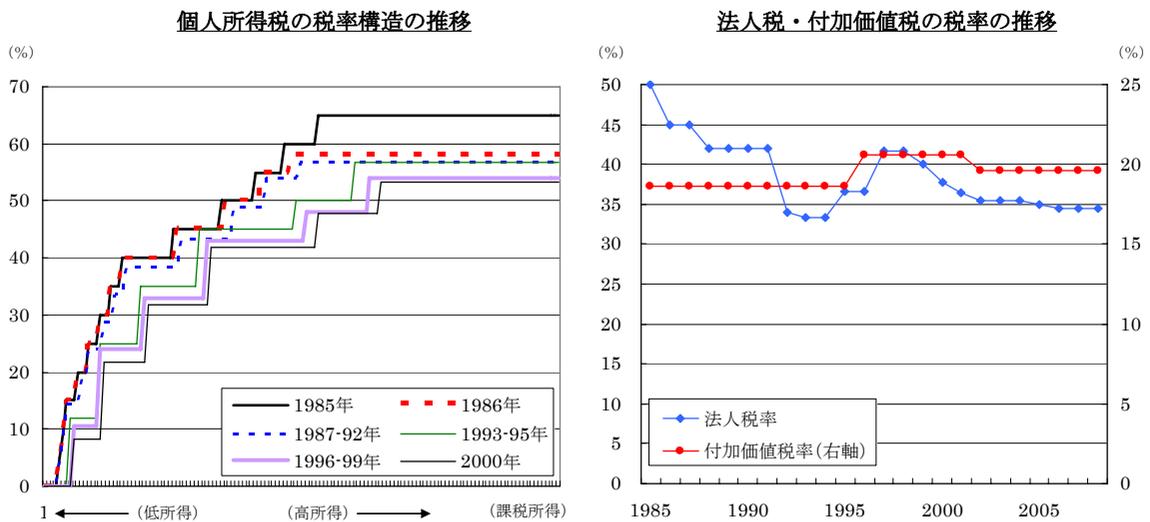
(注) 出所が異なるため、左右の図、および図表9左図の間で必ずしもデータの整合性はない。
(出所) OECD資料(左図)、およびEMI資料(右図)より、野村資本市場研究所作成

20.6%に税率が引き上げられ、これにより税収の対 GDP 比は前年の 7.4%から 7.8%へと 0.4%ポイント増加した（図表 11・12）。

次に個人所得税についてみると、所得税そのものでは 1993 年に税率構造が 13 段階から 7 段階へと大幅に簡素化され、さらに 1996 年には各税率段階で税率が引き下げられた。

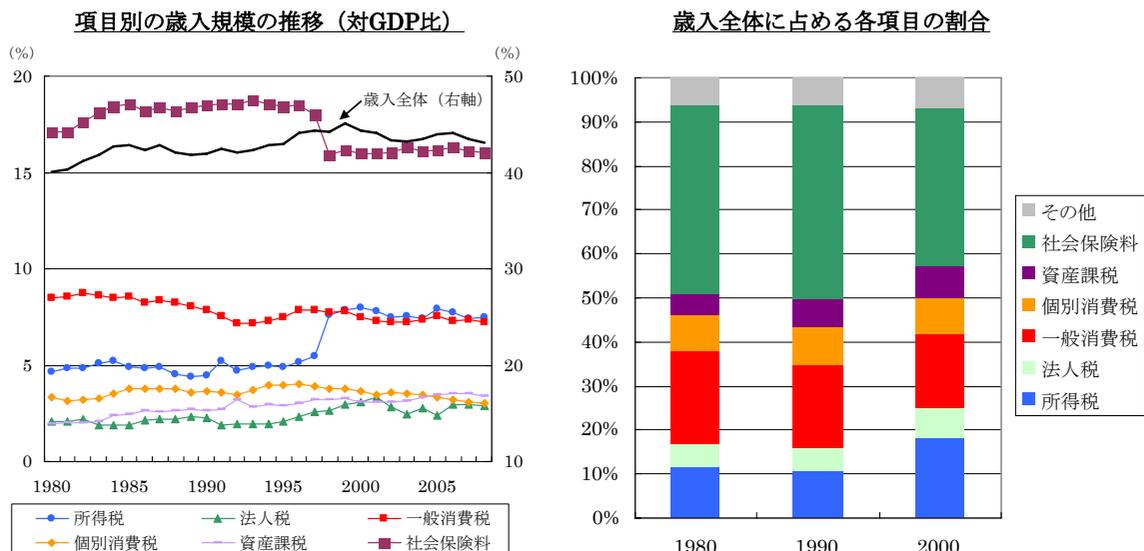
ただし、他方で、1991 年に、通常の所得税に上乘せする形で個人所得に追加的に課される税目として、一般社会税（Contribution Social Généralisé, CSG）が導入された。

図表 11 フランスの主要税目の税率の推移



（出所）OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

図表 12 フランスの一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



（出所）OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

これは、少子高齢化の進展により拡大する社会保障関連費の新たな財源として創設されたものである。フランスでは、社会保険料がそもそも他国と比べても高い水準にあったため、社会保障制度の財源をこれ以上、社会保険料に求めることは難しいとされていたため、制度の恩恵を被る層も含めた幅広い個人に、所得課税を通じて負担を求めようとされたのである。

一般社会税は、こうした発想に基づく税目であるため、その課税最低限は通常の所得税よりも低い。また、例えば年金収入のように通常の所得税では課税対象に含まれない所得も課税の対象とされ、しかも税率は所得額に関わらず一定とされている。1991年の創設時点の税率は1.1%とされていたが、その後、1993年に2.4%、1997年に3.4%、さらに翌1998年には7.5%へと段階的に引き上げられた。また、1996年には一般社会税よりさらに課税対象が広げられた0.5%の社会保障債務返済税（Remboursement de la Dette Sociale, RDS）が、時限措置として新設された。

これにより、一般社会税や社会保障債務返済税なども含む、個人所得を課税対象とする税全体での対GDPでみた税収規模は、1990年代前半の4%台後半の水準から、1996年に5.1%、翌1997年には5.4%へと次第に増加し、一般社会税の大増税が行われた1998年には7.5%と、一気に前年比2.1%ポイントの上昇をみた。

とはいえ、こうした個人所得課税の引き上げが、社会保険料の引き下げと併せて実施されている点には、留意を要する。例えば、1998年に実施された一般社会税の大幅な税率引き上げに際しては、疾病保険料の引き下げが同時に行われた。つまり、上記の一連の措置は、社会保障制度の財源における社会保険料から個人所得課税へのシフトを意味しているのである。それゆえ、一般政府全体の歳入規模は、1990年代を通じてさほど大きく増加しなかった。

また、法人税では、1992年に税率が42%から34%に引き下げられたものの、1995年、および1997年には逆に税率は引き上げられて41.6%と、ほぼ1990年代初めの時点の水準に戻された。この点は、税率の引き下げが基調とされた他の欧米先進諸国とは異なっているといえよう。税率の引き上げ、およびマクロ経済環境が好転したことの影響により、2000年の法人税収の対GDP比は3.0%と、10年間で0.8%ポイント増加した。

4) 財政収支の推移

こうした財政状況の健全化に向けた取り組みの結果をみると、一般政府の財政収支の対GDP比は、1993年のマイナス6.4%を底として改善に向かい、2000年にはマイナス1.4%にまで赤字幅は縮小した（前掲図表9左図）。この間、構造的財政収支の対GDP比も、マイナス5.0%からマイナス2.7%へと、2.3%ポイント圧縮された。

また、ストック・ベースでの財政状況では、1991年から1994年にかけて一般政府の債務残高は対GDP比ベースで急増したものの、その後、1998年にかけては年2~3%ポイント程度の増加にとどまり、さらに1999年からは減少傾向に転じた（前掲図表2）。

3. イタリア

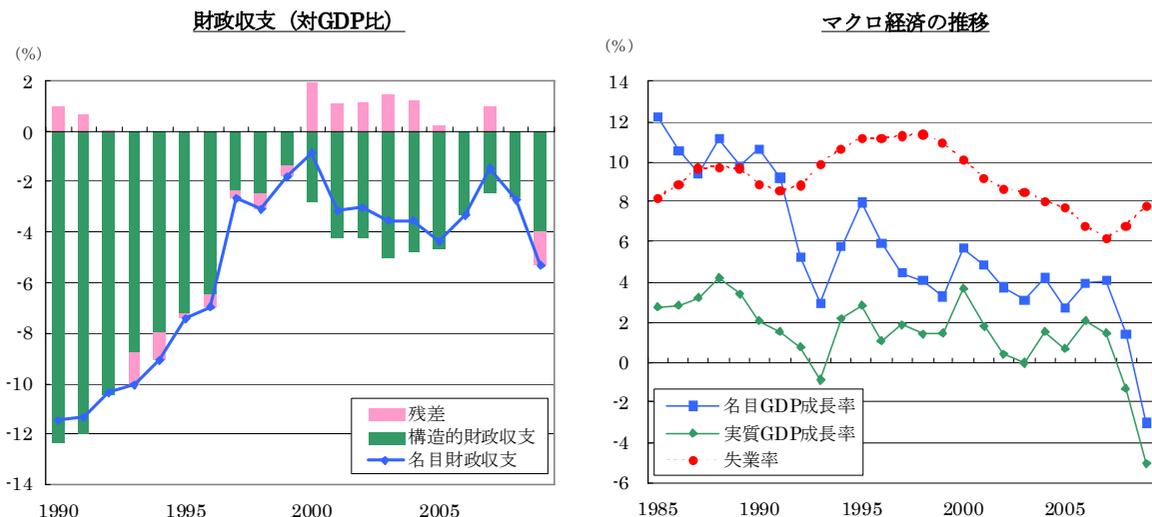
1) 財政健全化を後押しした背景

イタリアにおける 1990 年代の財政健全化に向けた取り組みの背景も、①1990 年代初頭の深刻な財政状況と、②マーストリヒト条約の財政の健全性基準の遵守という 2 点であり、すでにみたドイツやフランスと共通する。ただし、①財政状況に関しては、イタリアはすでに 1980 年代から巨額の財政赤字を抱えていたため、ドイツやフランスと比べて、状況はより厳しかったといえる。

イタリアでは、国内の南北の経済格差を是正する目的で巨額の公共事業が実施されたことなどにより 1980 年代に政府の歳出規模が拡大した。その一方で、財政収入はこれに連動して増加したわけではなかったため、同年代においてはほぼ一貫して、一般政府の財政赤字は対 GDP 比で 10%を超えていた。1990 年の状況をみると、一般政府の財政収支は対 GDP 比でマイナス 11.4%、債務残高は同 97.6%であった（図表 13 左図）。

こうした財政状況は、イタリアにさらなる事態の深刻化を引き起こした。財政収支の悪化を受けて、市場では次第に、イタリアがマーストリヒト条約の基準を満たして欧州通貨統合に参加することは可能なのか、という懸念が広まった。そして、1992 年 6 月にデンマークでマーストリヒト条約の批准が国民投票で否決されると、こうした不安が一気に表面化し、ドイツ・マルクが買われてイタリア・リラが売られるという動きが進んだ。イタリア政府は、当初は外貨準備を活用してイタリア・リラの買い支えを行うと同時に、高金利政策を採ったものの、市場からの圧力に抗しきれず、1992 年 9 月に欧州為替相場メカニズム（European Exchange Rate Mechanism, ERM）か

図表 13 イタリアの財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(出所) IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

ら離脱した。これによりリラの価値が暴落するとともに、イタリア経済は景気後退局面に入り、翌1993年の実質GDP成長率はマイナス0.9%となった（図表13右図）。

こうした経験を経て、イタリアでは財政再建に向けた取り組みが本格的に推し進められることとなった。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

1990年代におけるイタリアでの財政改革においては、「オブリコ・コペルツェラ（Oblico Copeltula）の原則」と呼ばれる財政ルールが基本方針として位置づけられた。この原則は、「新たな歳出が生じる場合や、歳出が追加的に増加する場合には、その財源があらかじめ示されなくてはならない」というものである。同規定は、そもそも憲法の条文に盛り込まれていたものであったが、それまでは例外的措置が度々採られて形骸化していた。しかし、改めてこの規定の適用を厳格化しようということで、今後は、予定されていた歳出枠が年度途中で使い切られた場合、その段階で支出を止めることや、財源が示されない歳出拡大の要求はそもそも議会での審議の対象としないこととされた。

また、既存の公共サービスの歳出削減については、1992年に医療保健・公営企業・年金制度・地方財政の四つの分野に関する総合的な改革に向けた法律が成立し、これに基づいて推し進められた。

まず、医療保健制度に関しては、地域単位で創設されていた社会保険型の国民保険サービスである地域保健機構（Unità Sanitaria Locale, USL）の運営において社会保険料収入以上の支出が生じる場合の財政負担を、中央政府ではなく州政府が負うこととされた。同時に、州政府に対しては、患者の自己負担の引き上げや、州税を増税する権限が与えられた。

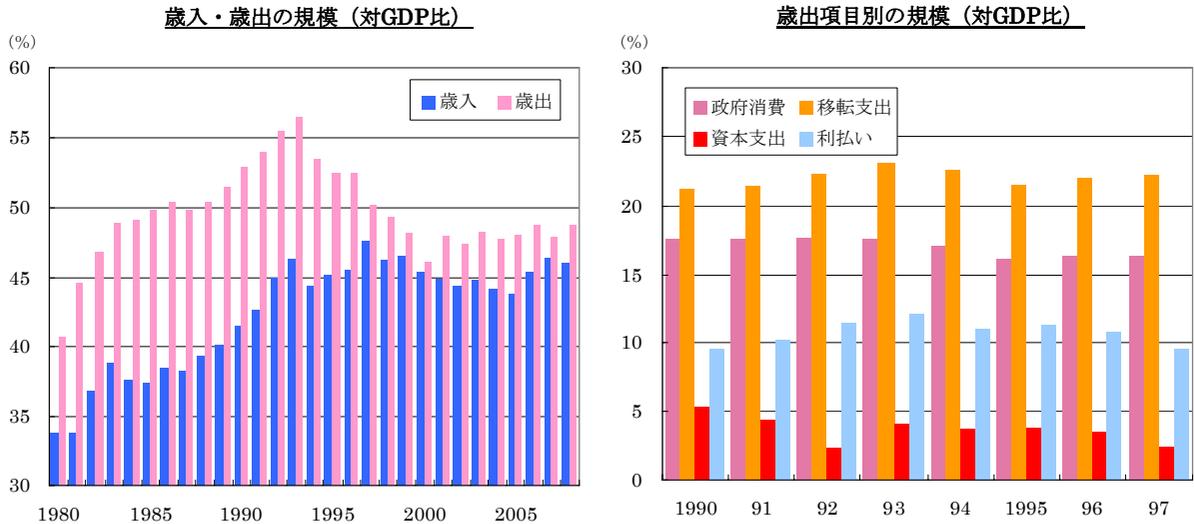
また、公的年金制度に関しては、制度の簡素化とともに、給付面と財源面の両方で改革が実施された。給付面では、例えば老齢年金の支給開始年齢が、男性で60歳から65歳に、女性で55歳から60歳に引き上げられ、また退職年金については加入期間を35年に統一した後、徐々に40年にまで引き上げることとされた。加えて、給付額の算定方法も、報酬比例から支払い保険料比例に移行した。また、財源の面では、公務員と民間企業被雇用者の保険料率が約5%引き上げられた。

さらに、地方財政関係では、州政府などの課税権限を幅広く認める一方で、中央政府からの補助金を減額することで、国・地方の合計ベースでの財政健全化を促そうと図られた。

なお、公営企業については後述のとおり、民営化がいつそう推し進められた。

こうした取り組みは、歳出規模の圧縮に確かにつながったといえる。社会保障制度の負担が含まれる移転支出は、1990年から1993年にかけては対GDP比で21.2%から23.1%へと増加したものの、1994年、および1995年は減少した（図表14右図）。若干のゆり戻しがあった1997年においても歳出規模は同22.2%と、ピーク時より

図表 14 イタリアの一般政府の財政規模の推移



(注) 出所が異なるため、左右の図、および図表 13 左図の間で必ずしもデータの整合性はない。
 (出所) OECD 資料 (左図)、および EMI 資料 (右図) より、野村資本市場研究所作成

0.9%ポイント低い水準であった。また、政府消費でも、ピークの 1992 年から 1997 年にかけて 1.4%ポイントの減少がみられた。

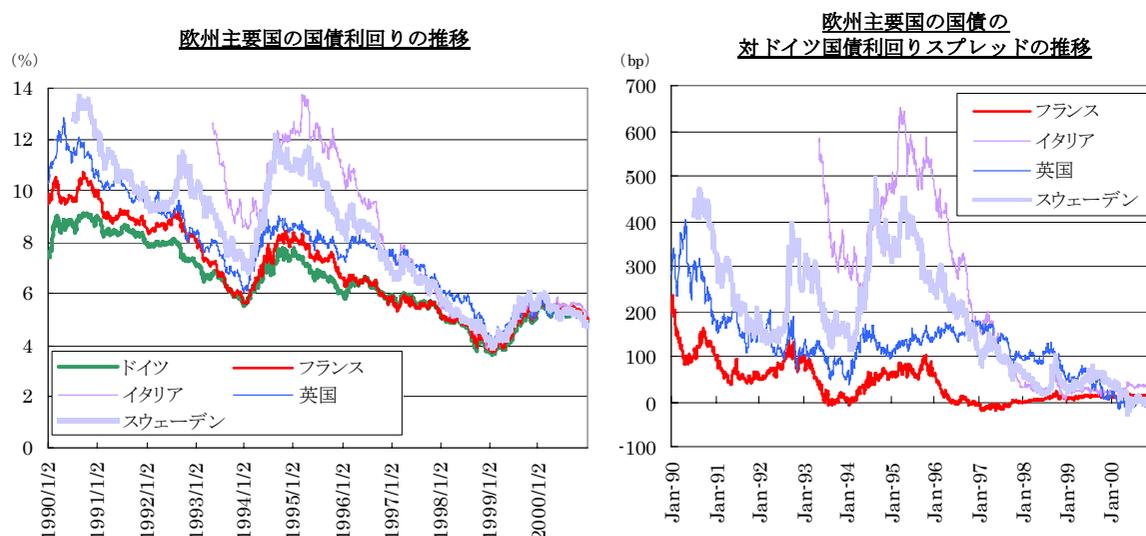
また、イタリアの場合には、財政再建が推し進められる中で、市場における投資家からのソブリン・リスクに対する懸念が次第に和らぎ、国債の利払い負担が徐々に低下したことが、政府の歳出削減に大きく寄与している点が注目される。イタリア国債（10年債）の利回り水準の推移をみると、データが取得できる 1993 年 5 月時点では 12%と高い水準にあったものの、それから同年 10 月にかけて 8%台後半にまで低下した（図表 15）。その後、再び上昇傾向をたどって 13%台にまで達したものの、1995 年 4 月からは再度、低下傾向に転じた。これに伴ってドイツ国債との利回りスプレッドも縮小し、1998 年には 100bp（ベースス・ポイント、1bp=0.01%）以下の水準にまで落ち着いた。その結果、対 GDP 比でみた公債の元利払い費用は、1993 年には 12.1%に達したが、1997 年には 9.5%と、1990 年の水準にまで低下した。

3) 歳入面での取り組み

一方、歳入面をみると、イタリアにおいては対 GDP 比ベースでの歳入の増加が、ドイツやフランスなどと比べて大きかった。一般政府の歳入総額は、1990 年の対 GDP 比 41.5%から 2000 年には同 45.3%へと、1990 年代を通じて 3.8%ポイント増加した（前掲図表 14 左図）。これに対して、ドイツとフランスのこの間の歳入の増加幅は各々 3.1%ポイントであった。

こうしたイタリアにおける歳入増の要因としては、確かに 1990 年代に実施された増税措置の効果も指摘できる。1997 年には、所得税に対する付加税としてのユーロ

図表 15 欧州先進諸国の国債利回りの推移



(注) 10年債。スウェーデン国債のデータは1990年7月以降、イタリア国債のデータは1993年5月以降。
 (出所) ブルームバーグより、野村資本市場研究所作成

税の創設や、付加価値税の19%から20%への税率引き上げ、および様々な税額控除措置の縮小などが行われた(図表16・17)。

ただし、イタリア政府の歳入の増加により大きく寄与した施策は脱税の防止措置の強化であるといわれている⁴。具体的には、脱税行為を引き起こす要因の一つとされていた複雑な税制の簡素化、および「黄色い炎(Fiamme Gialle)」と呼ばれる財務警察による徹底的な脱税行為の摘発が行われた。個人・法人を対象とした脱税摘発の効果はあったとされ、例えば1997年、予算策定段階では税収は前年より総額21兆リラ(約108億ユーロ)増加すると予定されていたが、実際には期待を上回る30兆リラ(約155億ユーロ)の増収となった。

4) 国営企業の民営化

また、1980年代後半より徐々に推し進められた国営企業の民営化が、財政健全化に寄与した点も注目される。

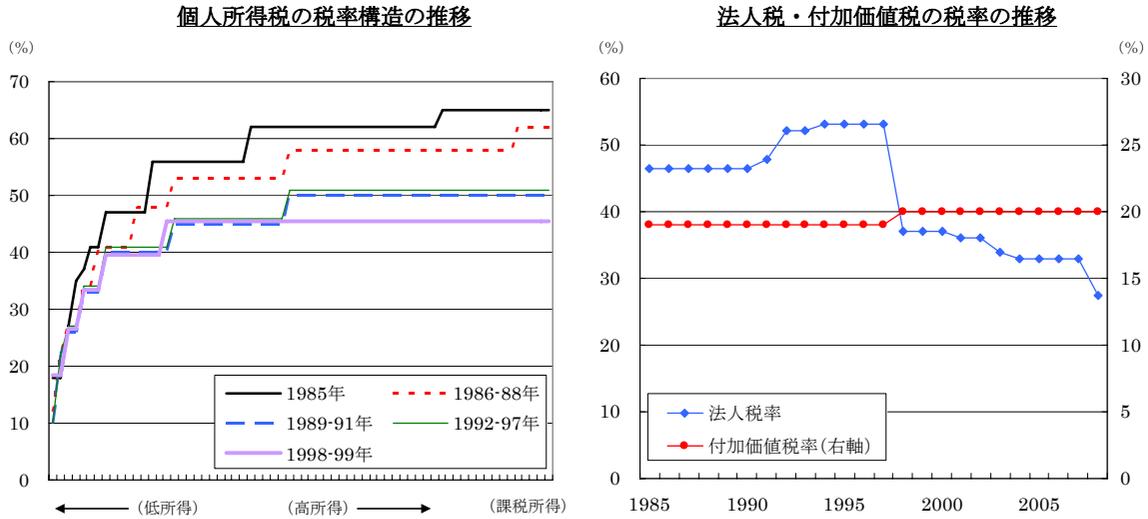
イタリアでは、第二次世界大戦以後、国営企業が数多く創設され、同国の産業に占める位置づけを拡大させた。1988年の状況をみると、同国の通信セクターに占める国営企業の割合は99.4%に達するほか、エネルギー・電気・水道事業では同90.1%、銀行セクターで同74.8%、運輸産業で46.9%などと、いずれも高い水準を示していた⁵。

しかし、1980年代後半頃になると、国営企業への資金支援に伴う財政負担を問題

⁴ 注1 富田(1999年)など参照。

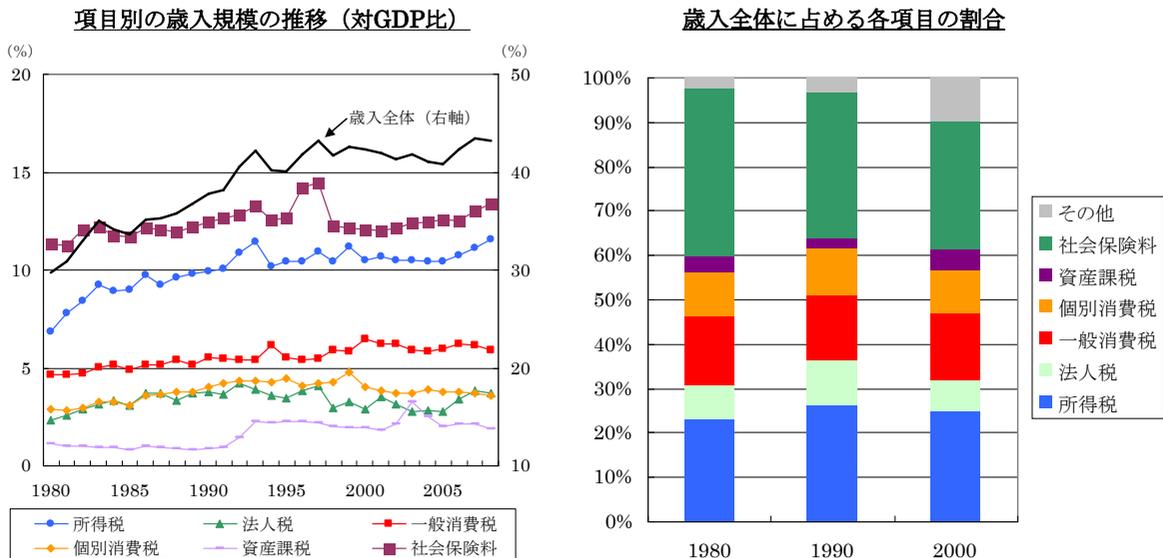
⁵ 小林浩人「民営化の進展と今後の見通し」『JETRO ユーロトレンド』2000年4月参照。原出所はイタリア中央統計局(ISTAT)。

図表 16 イタリアの主要税目の税率の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

図表 17 イタリアの一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

視する声が次第に国内で強まったことなどもあり、例えば幅広い産業セクターで国営企業を傘下に抱える産業復興公社 (Istituto per la Ricostruzione Industriale, IRI) が自動車会社アルファ・ロメオ (Alfa Romeo) をフィアット (Fiat) に売却するなど、徐々に国営企業の民営化、民間への事業売却が進み出した。

この動きは、金融セクターにおける国営企業の民営化について定めたアマート法 (1990年)、あるいは IRI のほか、全国電力公社 (Ente Nazionale Energia Elettrica,

ENEL) や全国炭化水素公社 (Ente Nazionale Idrocarburi, ENI)、全国保険公社 (Istituto Nazionale delle Assicurazioni, INA) などの主要国営企業について、政府持分を売却することを決定した民営化法 (1992 年) によって、さらに推し進められた。1990 年代に民営化されたイタリアの国営企業としては、銀行セクターのイタリア商業銀行 (COMIT) や、クレジット・イタリアーノ (Credito Italiano)、イタリア動産金庫 (Istituto Mobiliare Italiano)、鉄鋼セクターのイルヴァ (Ilva Laminati Piani)、通信セクターのテレコム・イタリア (Telecom Italia) などが挙げられる。

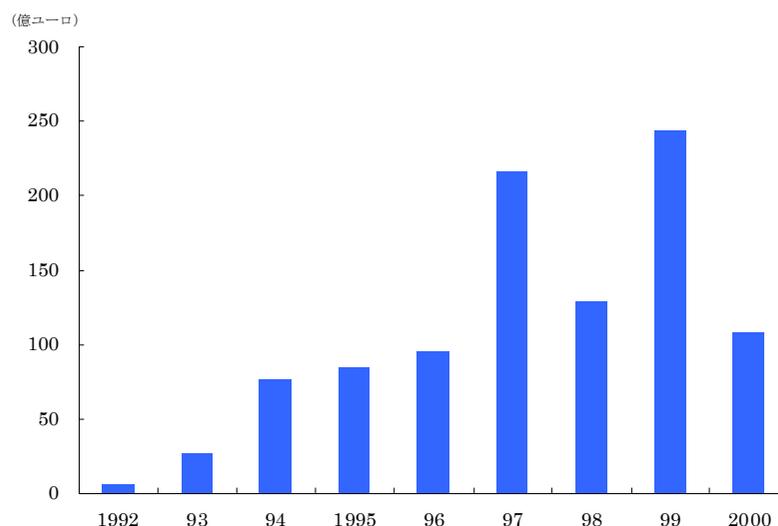
民営化の進展がイタリア政府の財政状況の改善に与える影響としては、①企業の政府持分の売却に伴う特別収入の獲得や、②人件費の支払い負担や赤字企業への資金支援の負担などの削減といった、歳出・歳入の両面での効果が期待された。このうち、①についてみると、単年度ベースの特別収入は、マーストリヒト条約に基づく欧州通貨統合を目前に控えた 1997 年、および実施された 1999 年に 200 億ユーロを超え、1992 年から 2000 年までの特別収入の合計は 1,173 億ユーロに達した (図表 18)。

5) 財政収支の推移

こうした取り組みにより、イタリア政府の財政収支は大幅な改善をみせた。一般政府の財政収支の対 GDP 比は、1993 年までマイナス 10% 超の状況が長く続いていたが、1994 年以降は急速に赤字幅が縮小し、2000 年にはマイナス 0.9% と、ほぼ収支が拮抗するまでに至った (前掲図表 13 左図)。この間、構造的財政収支も、対 GDP 比マイナス 12.3% (1990 年) からマイナス 2.7% (2000 年) へと改善した。

また、これに伴って政府の債務残高も 1990 年代後半には減少傾向をみせた。ただし、1997 年時点でも債務残高は対 GDP 比で 130.3% と、マーストリヒト条約に定め

図表 18 イタリアにおける国営企業の民営化による財政収入の推移



(出所) OECD 資料などより、野村資本市場研究所作成

られたストック・ベースの財政状況の健全性基準である 60%を依然として大きく上回っていた。これについては、フローの財政収支が改善傾向を示していることをもって、1999年の欧州通貨統合の第一陣に加わることが認められた。

4. 英国⁶

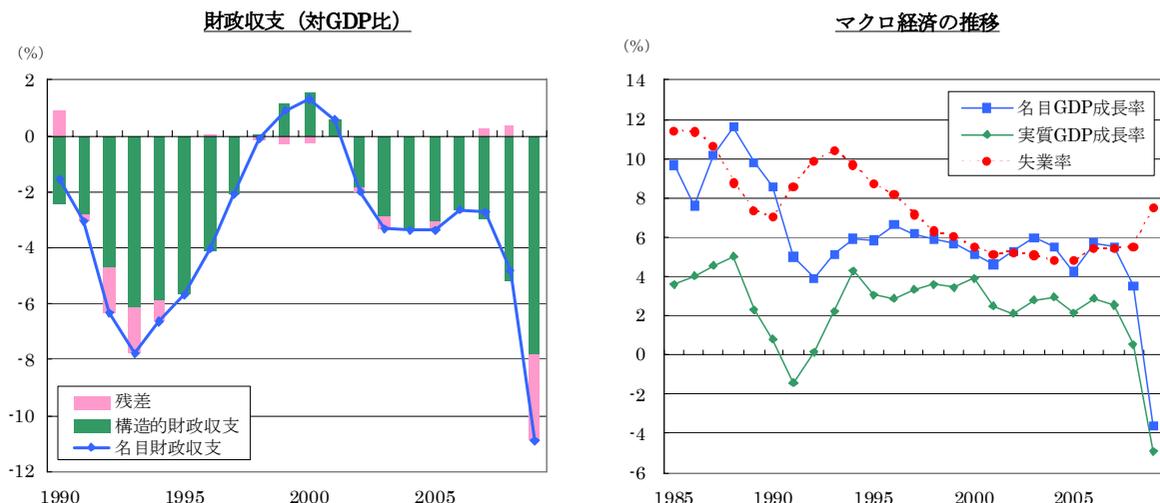
1) 財政健全化を後押しした背景

英国の財政構造改革といえば、1980年代のサッチャー保守党政権下における取り組みがよく知られている。1976年にはポンド危機に陥って IMF から緊急融資を受けるなど、1970年代の英国は低い経済成長率と高いインフレ率が併存する「英国病」とも称される経済の低迷に喘いでいたが、これに対して 1979年に誕生したサッチャー首相は、肥大化した政府規模の縮減のほか、一時は 20%を超えたインフレ率の抑制などに取り組んだ。その結果、英国政府の財政状況は健全化の方向に向かい、一般政府の財政収支の対 GDP 比は、1980年のマイナス 3.7%から、1989年にはプラス 0.2%となった（前掲図表 1）。また、債務残高も 1980年代前半では対 GDP 比 50%前後の水準にあったが、1990年には 32.3%にまで低下した（前掲図表 2）。

ただし、サッチャー政権の末期にあたる 1989年頃より、英国経済は景気後退局面に入り、実質 GDP 成長率は 1990年で 0.8%、翌 1991年にはマイナス 1.4%へと低下した（図表 19 右図）。また、失業率も 1990年より上昇し始め、1993年には 10.3%と 6年ぶりに二桁パーセントの水準に達した。

さらに、先述した 1992年のオーストリアでのマーストリヒト条約の批准の拒否に

図表 19 英国の財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(出所) IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

⁶ 英国については特に、以下の文献を参考資料として用いた。竹下・横田・稲沢他『イギリスの政治行政システム』ぎょうせい、2002年、田中琢二『イギリス政治システムの大原則』第一法規、2007年。

端を発する欧州通貨危機の影響が英国にも及び、1990年にERMに参加したばかりの英国ポンドに対しても売り圧力が強まった。英国政府は、イタリアと同様に外貨準備を用いたポンドの買い支えを行ったものの、1992年9月にはERMからの離脱を決断せざるをえない状況に追い込まれた。

こうしたマクロ経済環境の変化を受けて、1980年代後半において健全化に向かっていた英国財政は、税収の伸び悩みや失業給付の増加などにより、再び悪化した。一般政府の財政収支の対GDP比は、1990年にマイナス1.5%と、再び財政赤字に転じると、1993年にはマイナス7.7%にまで赤字幅が拡大した（図表19左図）。この間、構造的財政収支の対GDP比もマイナス2.4%からマイナス6.1%へと大幅に悪化した。

このように、1990年代初頭の財政状況の悪化が、同年代の財政健全化への取り組みを後押ししたという点は、これまでみてきたドイツやフランス、イタリアと共通している。

ただし、欧州通貨統合に関しては、英国の場合は、現在に至るまでこれに参加していない。とはいえ、参加の是非をめぐっては国内で議論が分かれていることもあり、マストリヒト条約に定められた財政の健全性基準については、通貨統合への参加に関わらず、財政再建の目標の参考指標として位置づけられた。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

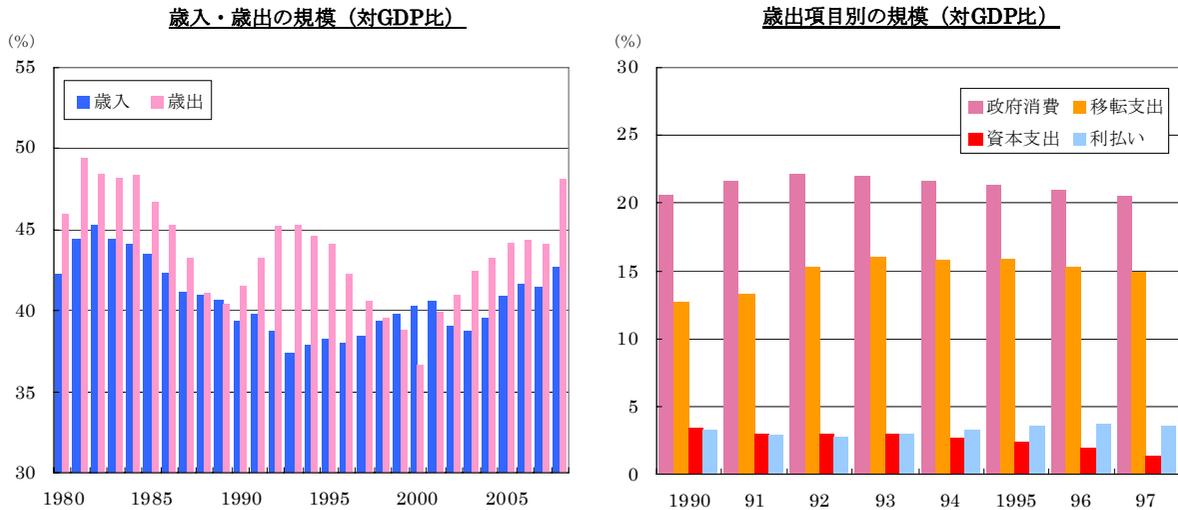
1990年11月にサッチャー政権の後を継いだメージャー政権は、1993年度予算編成より「コントロール・トータル制度」(Control Total)という歳出抑制政策を導入した。これは、一般政府の歳出項目のうち、社会保障支出や国債の元利払いのように、政府の政策方針で歳出額を調整することが難しい項目を除いた部分（「コントロール・トータル」）を対象として、その歳出額の実質的な増加率を、実質GDP成長率以下に抑えるという財政運営のルールである。

コントロール・トータル制度は、1997年に誕生したブレア労働党政権にも引き継がれ、厳格に適用された。実際、コントロール・トータルの歳出増加率は、1992年の4.3%から、翌1993年には1.0%と、同年の実質GDP成長率2.2%を下回った⁷。また、その後も、同制度の運用が終了した1998年まで、コントロール・トータルの増加率は実質GDP成長率を2.5%~3%ポイント程度下回る水準で推移した。

コントロール・トータルは、一般政府の歳出全体の約85%を占めていたため、こうしたコントロール・トータル制度の運用は、英国政府の歳出全体の増加をも抑制する効果をもった。1993年から1998年までの一般政府の歳出規模の対GDP比の推移をみると、45.2%から39.5%へと5.7%ポイントも減少した（図表20左図）。歳出項目別では、政府消費が1992年に、また移転支出が1993年に、それぞれ対GDP比のピークをつけた後、1997年までに各々約1%ポイント減少した（図表20右図）。また、資本支出は、1990年の同3.4%から一貫して減少傾向をたどり、1997年には同1.4%にまで低下した。

⁷ 英国財務省資料参照。

図表 20 英国の一般政府の財政規模の推移



(注) 出所が異なるため、左右の図、および図表 19 左図の間で必ずしもデータの整合性はない。

(出所) OECD 資料 (左図)、および EMI 資料 (右図) より、野村資本市場研究所作成

3) 歳入面での取り組み

歳入面についてみると、1990 年から、保守党から労働党に政権が交代する 1997 年にかけて、歳入は対 GDP 比ベースでむしろ減少した。

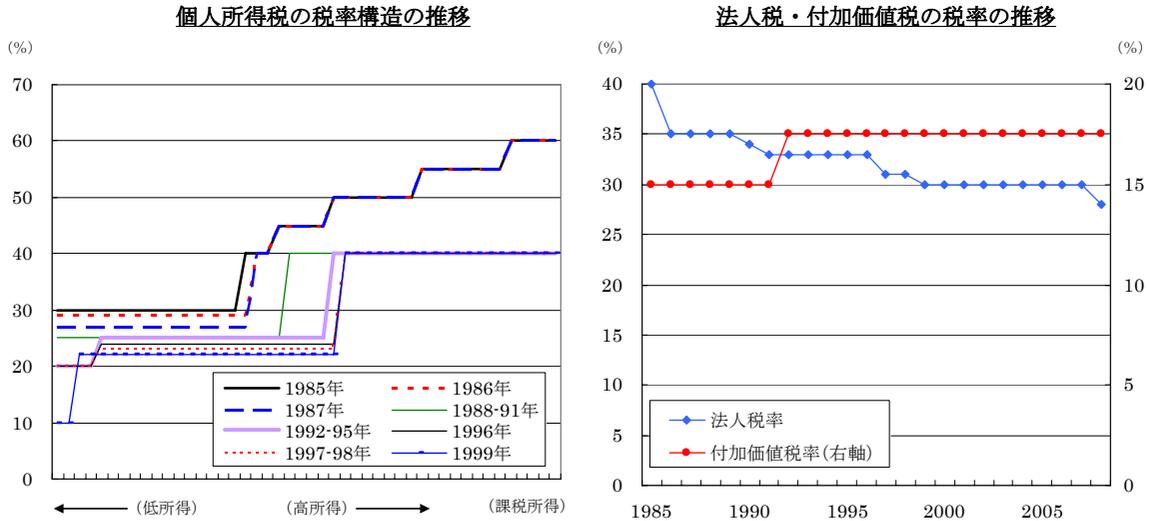
これには、個人所得税の減収が大きく影響していると考えられる。英国の個人所得税制は、1980 年代のサッチャー政権下での改革により、税率構造が 25%から 83%までの 11 段階から、25%・40%という 2 段階にまで簡素化され、かつ最高税率が大幅に引き下げられて、累進性が弱められた (図表 21・22)。メージャー政権下では、所得控除の見直しのほか、税率 20%が適用される軽減税率段階が設けられて、税率構造が 3 段階とされたものの、所得税の累進性はほとんど強められなかった。そのため、英国経済が景気回復局面に入った 1992 年以降も、好景気の影響が税収の伸びにはつながらず、個人所得税収は対 GDP 比ベースで基本的には減少傾向をたどり、1997 年には 8.7%と、1990 年の 10.4%より 1.7%ポイント低い水準となった。

また、法人税についても、1980 年代に、特別償却制度の廃止など課税ベースを広げる一方で、52%から 35%へと大幅に引き下げられた税率は、メージャー政権下でさらに 31%にまで低下した。

他方、付加価値税については増税措置が講じられた。1979 年に 8% (標準税率) から 15%へと税率が引き上げられると、1991 年には 17.5%へとさらなる増税が行われた。これにより、対 GDP 比でみた付加価値税収は、1991 年から 2000 年までの間、6%台で推移しており、税率引き上げ前の 1978 年の 3.0%の約 2 倍の水準にあった。

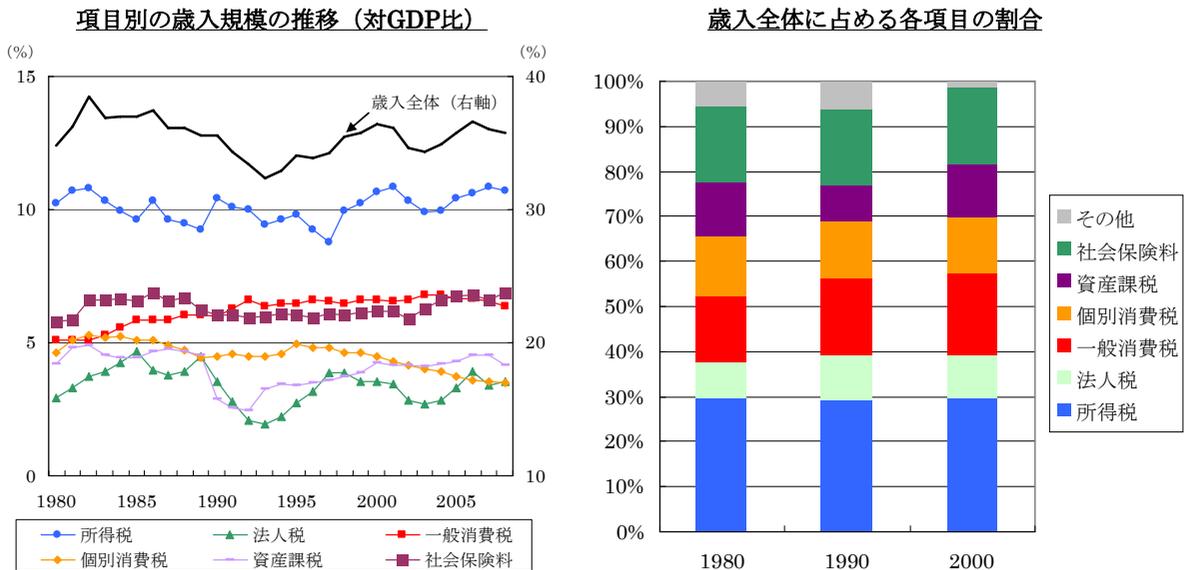
このように、英国では、1980 年代以降、直接税から間接税へのシフトが進められ、その方向性は、首相の交代を機に改めて財政再建が推し進められた 1990 年代前半も維持された。その結果、1990 年代前半には、所得税の累進性の弱さや、軽減税率の

図表 21 英国の主要税目の税率の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

図表 22 英国の一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

実施の影響が響いて、税収は伸び悩むこととなった。

4) ブレア政権による財政運営ルールの構築

1997年に誕生したブレア政権は、前政権に引き続いて緊縮財政の方向性を受け継ぎ、具体的な歳出抑制のためのルールとして、ゴールデン・ルール (Golden Rule) とサステナビリティ・ルール (Sustainability Rule) という二つを示した。

ゴールデン・ルールとは、インフラ整備などの投資的な経費の財源を調達する目的でしか借り入れは行わず、人件費などの経常的な経費をまかなうために赤字国債を発行することは認めない、という財政ルールである。ブレア政権が同ルールを財政運営の方針として持ち出した背景には、メージャー政権下で資本支出が大きく縮小されたために、十分なインフラ整備が行われなかったという反省から、必要な公共事業については、国債を発行して財源を調達し、実施するという考えがあったとされる⁸。とはいえこの方針は、赤字国債の発行が抑制されるという観点からは、財政の健全化に資する方針であったとみることも同時に可能であろう。

もう一つのサステナビリティ・ルールとは、公的債務残高を対 GDP 比ベースで一定の水準以下で維持するという財政ルールである。この債務残高の上限は、当初はマーストリヒト条約の財政の健全性基準である 60%とされたが、後に 40%に引き下げられ、より厳しい条件とされた。ブレア政権は、欧州通貨統合への参加は見送ったものの、引き続き参加条件を満たす財政状況を維持するとの方針を採った。

このゴールデン・ルールとサステナビリティ・ルールのほか、政府の歳出を3年間という単位で捉え、その内容の見直しを行うという複数年度での予算管理システムの整備なども、併せて進められた。

その結果、教育や社会資本整備など一部の重点分野では歳出が拡大されたにもかかわらず、政府全体での歳出規模は圧縮された。一般政府の歳出の対 GDP 比は、1997年の 40.6%から 2000年には 36.6%へと、4.0%ポイント減少した（前掲図表 20 左図）。

5) 国営企業の民営化

英国における国営企業の民営化は、サッチャー・メージャー保守党政権下において、各種産業セクターで押し進められ、これに伴って政府が得た財政収入は、1997年までの合計で GDP の約 14%の規模に達した（図表 23）。

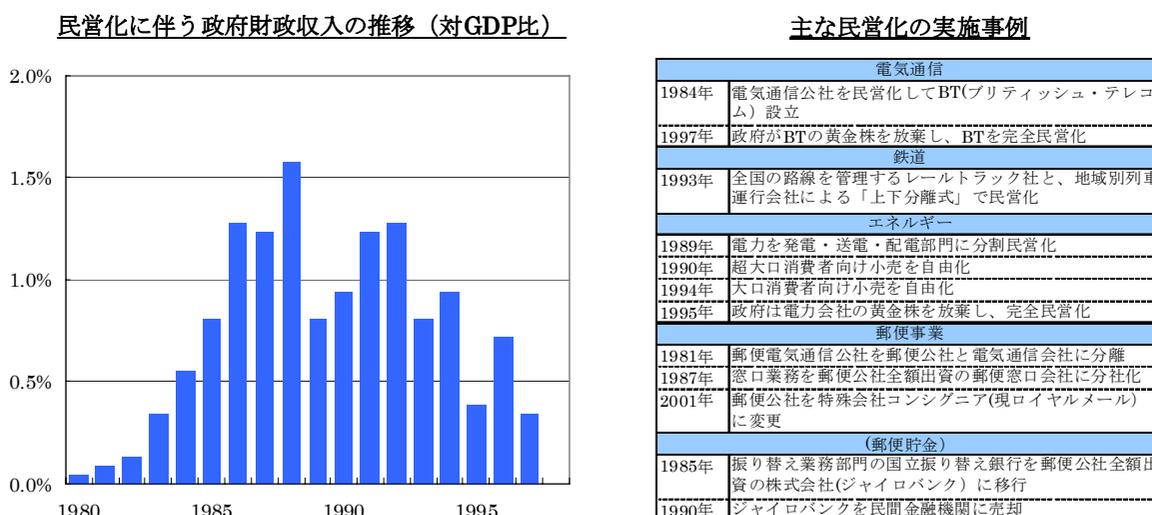
さらに、ブレア政権は、1997年7月の補正予算で、ブリティッシュ・テレコム（British Telecom）や空港公社、水道公社などを民営化して政府保有の株式を売却した際の株式総額と、民営化後のこれらの企業の収益状況をもとに算出した企業価値の差額を「民営化によって生じた利潤」と捉え、これに対してウィンドフォール・タックス（Windfall Tax）と呼ばれる課税を一度限りの措置として行った。その税収は 52億ポンドと、当時の歳入規模の 1.7%に相当した。

6) 財政収支の推移

以上でみた 1990年代におけるメージャー保守党政権、およびブレア労働党政権による財政の健全化に向けた取り組みの結果、一般政府の財政収支の対 GDP 比は、1993年のマイナス 7.7%を底として改善基調をたどり、1999年と 2000年にはそれぞれ

⁸ 注1 富田（1999年）など参照。

図表 23 英国における国営企業の民営化



(出所) 英国財務省資料などより、野村資本市場研究所作成

れ 0.9%、1.3%の黒字となった(前掲図表 19 左図)。また、債務残高の対 GDP 比については、1998 年までは増加傾向をたどったものの、その後は減少に転じ、2000 年時点では 45.1%となった(前掲図表 2)。これは、本稿で取り上げる欧米先進 7 ヶ国の中でも最も低い水準である。

5. スウェーデン⁹

1) 財政健全化を後押しした背景

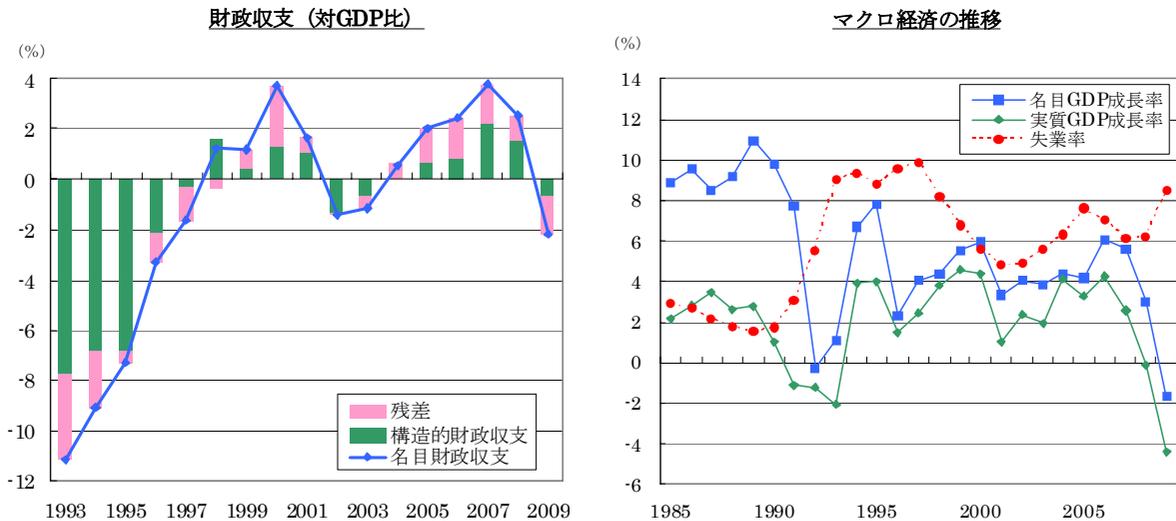
スウェーデンも、これまでにみてきた欧州 4 ヶ国と同様に、1990 年代初めにマクロ経済環境の悪化に伴う財政赤字の拡大を経験しているが、その状況はイタリアと同様、非常に深刻であったといえる。

当時のスウェーデンは、巨額の不良債権問題を抱えた金融機関の経営危機、あるいは 1992 年の欧州通貨危機の影響を受けてのスウェーデン・クローネの変動相場制への移行に伴う通貨価値の下落などから、経済は 1991 年から 1993 年にかけて実質マイナス成長を続けていた(図表 24 右図)。政府の財政状況も、税収の落ち込みのほか、金融機関に対する支援などによる歳出の拡大によって大幅に悪化した。IMF の統計では 1993 年以降のデータが開示されているが、それによると 1993 年の一般政府の財政収支は対 GDP 比マイナス 11.2%と、同時点では欧州先進諸国中、最悪の水準であった(図表 24 左図)。

こうした実体経済、および政府財政の状況の悪化を受けて、スウェーデンのソプリ

⁹ スウェーデンについては特に、以下の文献を参考資料として用いた。藤岡純一『現代の税制改革』法律文化社、1992 年、藤井威『スウェーデン・スペシャル I・II・III』新評論、2002・2003 年。

図表 24 スウェーデンの財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(出所) IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

ン・リスクに対する懸念が広まり、スウェーデン国債の金利は、1990年代において三度、対ドイツ国債スプレッドが300bp超となる時期を経るなど、高い水準で推移した(前掲図表15)。特に、1994年には、スウェーデン最大手の生命保険会社スカンディア(Skandia Insurance Group)が、同年9月に行われた選挙を前に、同国最大政党である社会民主党の提示する政策はスウェーデン財政の建て直しには結びつかないとして、信頼できる財政再建計画が策定されるまで国債の購入を見送るとの方針を表明したことが、懸念を一気に高めたとされる¹⁰。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

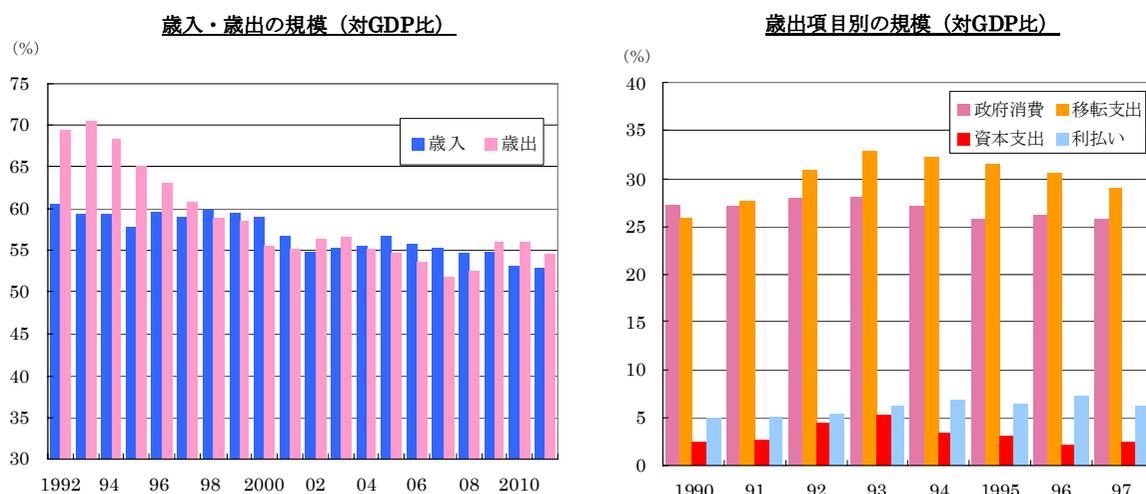
このような背景を受けて、スウェーデンでは財政の健全化に向けた取り組みが本格化することとなったが、その中心は1980年代に肥大化した歳出規模の抑制にあったといえる。一般政府の財政規模の対GDP比の推移をみると、1992年から2000年にかけて、歳入は60.5%から59.0%へと1.5%ポイント減少したのに対して、歳出では69.4%から55.4%へと14.0%ポイントもの下落となっている(図表25左図)。

歳出の項目別にみると、中でも社会保障制度を中心とする移転支出の分野での歳出の削減幅が大きかった。移転支出の対GDP比は、失業者の増加に伴って1990年の25.9%から1993年には33.0%へと7.1%ポイントも増加した(図表25右図)。しかし、翌1994年からは減少傾向をたどり、1997年には29.0%まで低下した。

社会保障制度の改革について、失業保険制度を例にみると、労働組合の加入者が参

¹⁰ Vibeke Laroi, "Skandia shuns bonds to protest soaring state debt," *Reuters*, 07/01/1994、Randall W. Forsyth, "Just Say No: How today's rising interest rates have been Triggered by spendthrift governments," *Barron's*, 11/07/1994、富田俊基・伊藤元重「日本の財政破綻は避けられるのか」『NIRA対談シリーズ』、2010年など参照。

図表 25 スウェーデンの一般政府の財政規模の推移



(注) 出所が異なるため、左右の図、および図表 24 左図の間で必ずしもデータの整合性はない。
 (出所) OECD 資料 (左図)、および EMI 資料 (右図) より、野村資本市場研究所作成

加する賃金所得連動型の失業保険制度である a-kasa において、失業した場合に支給される保険金の賃金代替率が、1993 年に 90%から 80%に、さらに 1997 年には 75%へと引き下げられた。また、受給資格が認められるまでの待期期間は 1980 年代に廃止されていたが、これを 5 日間として復活させた。また、傷病手当においても、失業保険と同様に、給付水準の引き下げや待期期間の復活が実施された。

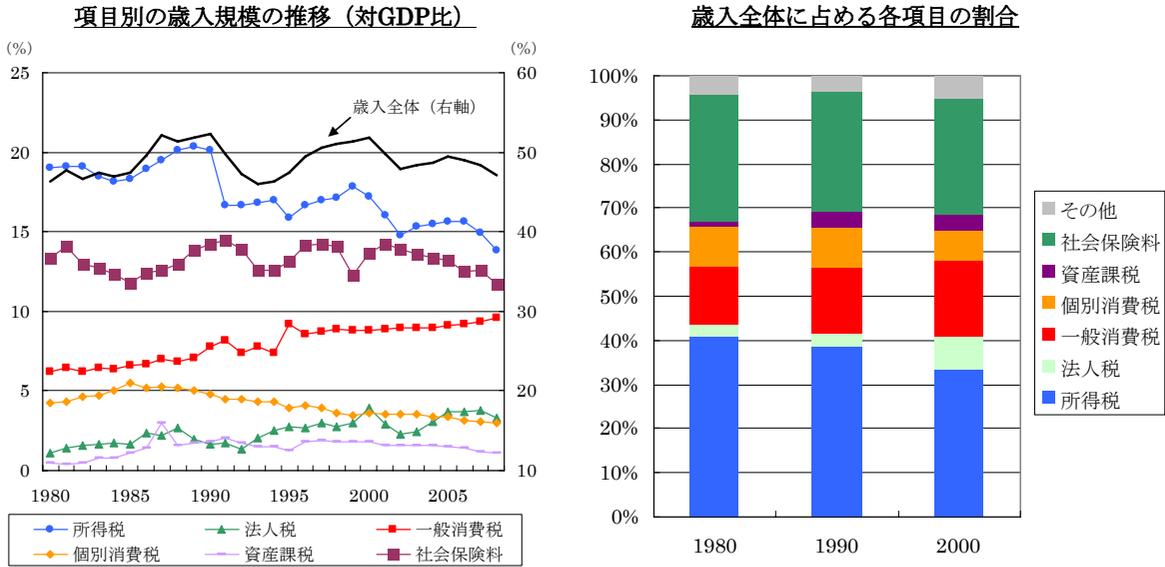
3) 歳入面での取り組み

歳入面については、すでに 1990 年時点で国民負担率（税金と社会保険料の合計負担額の国民所得に対する比率）が約 60%と、他国と比べても相当に高い水準にあったこともあり、それ以上の引き上げは難しいと考えられていた。

とはいえ、1990 年代のスウェーデンにおいて、税制改革が行われなかったわけではない。まず、個人所得税については、1991 年前後に「世紀の税制改革」とも称される改革が行われた。具体的には、低所得者層も含めて幅広い国民が負担する所得税が地方自治体の財源とされ、国税としての個人所得税は、所得水準が比較的高い一部の国民が負担する税として位置づけなおされた。この措置は、中央政府の歳出規模の削減、および対人サービスの拡充を図るべく推し進められた地方分権改革に併せて、地方自治体の財政運営の財源を確保する目的から行われたものである。この改革により、個人所得税の税収の対 GDP 比は、1990 年の 20.1%から翌 1991 年には 16.7%へと大幅に低下した（図表 26）。

また、法人税についても税率の引き下げが行われ、1991 年には 40%から 30%に、さらに 1994 年には 28%とされた。とはいえ、同時に控除措置の縮減・廃止によって課税ベースが広げられたこと、あるいは景気の回復による企業の収益改善の効果も

図表 26 スウェーデンの一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

あって、法人税収の対 GDP 比は、1992 年の 1.3%から増加傾向をたどり、2000 年には 3.9%にまで達した。

一方、付加価値税では、そもそも 1980 年度の時点で 23.46%と欧州諸国の中でも圧倒的に高い税率水準であったが、1991 年にこれがさらに 25.0%に引き上げられ、直接税から間接税へのシフトが進んだ。

4) 財政収支の推移

スウェーデンの一般政府の財政収支の推移には、こうした歳出の削減を中心とする財政の健全化に向けた取り組みの効果が顕著に現れている。1993 年には対 GDP 比 11.2%の財政赤字を抱えていた同国政府は、その後急速に赤字幅を縮小させ、1998 年には同 1.2%の黒字に、さらに 2000 年には黒字幅が同 3.8%へと拡大した(前掲図表 24 左図)。構造的財政収支も 1993 年から 2000 年にかけて、対 GDP 比マイナス 7.7%からプラス 1.3%へと改善した。なお、スウェーデン政府はこうした財政の健全化を受けて、2000 年に個人所得税の減税を実施した。

また、一般政府の債務残高の対 GDP 比も、1994 年の 79.3%をピークに減少傾向をたどり、2000 年には 55.3%にまで低下した。スウェーデンは、英国と同様に欧州通貨統合には現時点まで参加していないものの、いつでも通貨統合に参加できるよう、マーストリヒト条約に定められた財政健全化の基準を財政運営における参考指標の一つとしている。同国の 1990 年代の財政再建改革は、この観点からみても、期待した成果を挙げることに成功したと評価できるものと思われる。

6. 米国¹¹

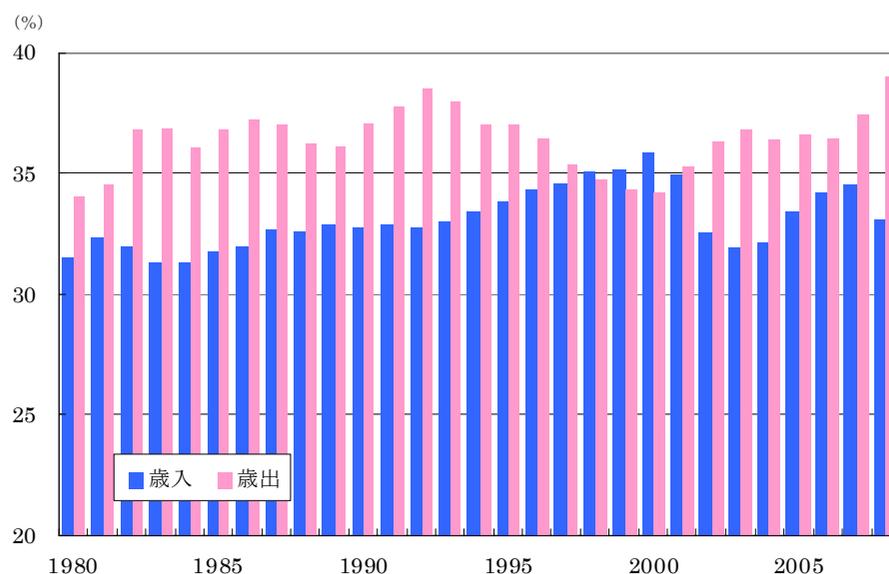
1) レーガン政権下における財政再建の取り組み

以上、これまでドイツ、フランス、イタリア、英国、スウェーデンと、欧州先進諸国についてみてきたが、本節からは目を北米に転じることとする。

まず、米国についてであるが、同国では 1980 年代にレーガン共和党政権下で推し進められた政策により、経常収支と財政収支の両方での赤字、いわゆる「双子の赤字」が膨らんだ。このうち、財政収支に関してみると、特に 1980 年代前半に実施された、富裕層を中心とした個人所得税の減税措置や法人税率の引き下げ、あるいは軍事費を初めとする財政支出の増加により、一般政府の財政赤字は対 GDP 比で 1980 年の 2.6%から 1985 年には 5.0%へと拡大した（図表 27）。

こうした事態を受けて、米国では早くも 1985 年に、グラム・ラドマン・ホリングス法（Gramm-Rudman-Hollings Act, GRH 法）が成立し、また翌 1986 年には大幅な税制改正が実施されるなど、財政の健全化に向けた取り組みが開始された。このうち GRH 法では、①1991 年度の財政収支の均衡を目指して、毎年度の財政赤字の上限が設定されるとともに、②年度当初の時点で予算上の財政赤字が目標水準を上回る場合には、歳出を一律に削減する、という方針を採ることで、財政収支の段階的な改善が図られた。

図表 27 米国の一般政府の財政規模の推移



(注) 対 GDP 比。

(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

¹¹ 米国については特に、以下の文献を参考資料として用いた。河音琢郎『アメリカの財政再建と予算過程』日本経済評論社、2006年、金子・池上他編著『財政赤字の力学』税務経理協会、2005年、渋谷・渡瀬編著『アメリカの連邦財政』日本経済評論社、2006年、片桐正俊『アメリカ財政の構造転換』東洋経済新報社、2005年。

しかし、①に関しては、同法が成立してからわずか2年後に、財政収支均衡の目標年度が1993年度に先送りされた。また、②については、財政赤字の見通しが甘く、実際の歳出額が予想を大きく超過し、財政赤字も結果的に目標を上回った。そのため、1980年代後半には、財政状況の改善はさほど進まなかった。一般政府の財政収支の推移をみると、1986年の対GDP比マイナス5.2%を底として、その後は3年にわたって赤字幅は縮小したものの、1989年の時点でもマイナス3.2%と、縮小幅は決して大きくなかった。また、一般政府の債務残高は同時点对でGDP比56.0%となり、増加基調は維持された。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

1989年にレーガン大統領のあとを受け継いだブッシュ政権は、こうした状況を背景として、改めて財政の健全化に向けた政策を打ち出す必要に迫られた。

1990年に成立した1990年包括財政調整法（Omnibus Budget Reconciliation Act, OBRA 90）は、財政運営のルールとして、①国防費を初めとする裁量的経費については、歳出に上限（キャップ）を設定し、②毎年度、経常的に負担が発生する義務的経費についてはペイ・アズ・ユー・ゴー（Pay as You Go）原則に基づいて管理する、という方針が示された。②はすなわち、何らかの政策の実施によって義務的経費が拡大する際、ないし減税を行う際には、それ以外の歳出で経費を削減すること、あるいは他の税目で増税を行うことを義務付ける、というものである。また、GRH法が結果として財政の健全化に効果を発揮しなかった反省を踏まえて、①や②のルールが遵守されない場合には、仮に年度途中であっても、歳出の削減が要求されることとされた。

ブッシュ政権は、OBRA 90に基づく財政運営を進めて、例えば国防費では絶対額ベースでの減額を行ったものの、1980年代末から1990年代初頭にかけては、S&L危機による金融セクターの混乱に伴う財政負担の増加や、景気の後退に伴う所得税収などの伸び悩みもあって、財政収支は前政権の頃よりもさらに悪化した。連邦政府の歳入は1989年の対GDP比18.4%から1992年には同17.5%へと減少した一方、歳出は同21.2%から同22.1%へと膨らみ、結果、財政赤字は同2.8%から同4.6%へと拡大した。また、一般政府の債務残高の対GDP比も56.0%から63.7%へと、引き続き増加基調が続いた。

それゆえ、1993年に新たに発足したクリントン民主党政権は、1993年包括財政調整法（Omnibus Budget Reconciliation Act, OBRA 93）を策定して、財政再建に向けた取り組みをよりいっそう強化した。具体的には、①OBRA 90で基本方針とされた二つの財政運営のルールを1998年まで堅持することとされたほか、②OBRA 90では歳出の上限を設定する対象とされなかった、社会保障制度などを初めとする義務的経費についても別途、上限（ターゲット）を設け、③さらに、国民に財政健全化に向けたスケジュールや規模を分かりやすく示す観点から、1998年度までに削減する財政赤

字として4,960億ドルという具体的な数値目標が設定された。

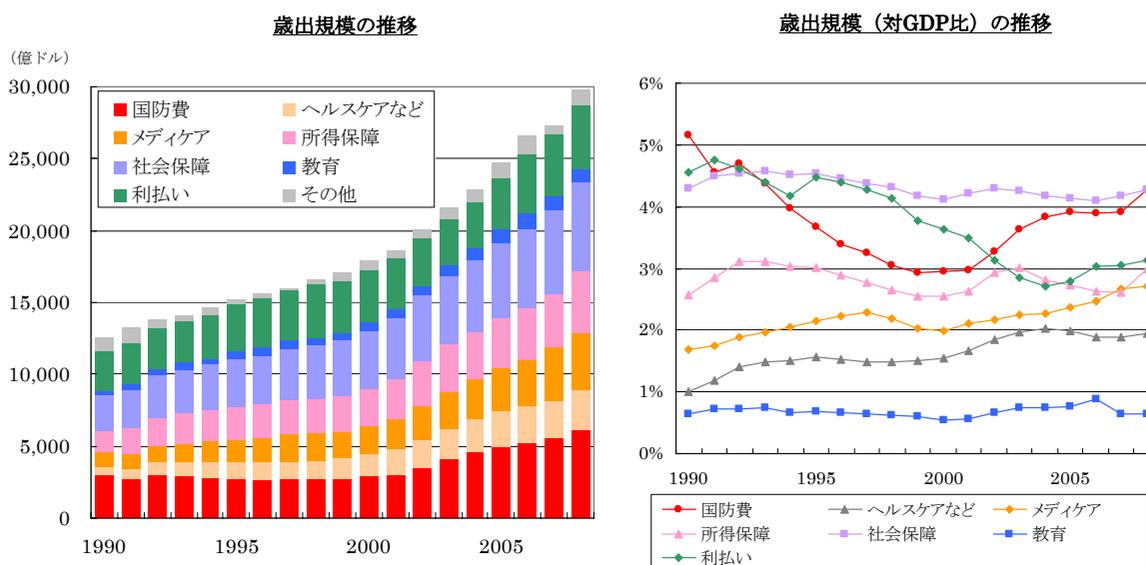
また、1997年には、1997年財政収支均衡法（Balanced Budget Act of 1997, BBA）が策定され、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の2002年までの実施期間の延長のほか、歳出上限のインフレ調整の廃止が行われるなど、クリントン大統領はさらに財政再建を推し進める政策を採った。

こうした一連の取り組みの結果、1993年以降は、景気回復の影響もあって、主要歳出項目ごとの対GDP比ベースでの歳出規模は軒並み横ばい、ないし減少した。例えば、失業者や公務員退職者向けの所得保障給付に関しては、1990年から1993年にかけて連邦政府の財政負担は対GDP比2.6%から同3.1%に増加したものの、それ以降は減少傾向に転じ、2000年には同2.5%となった。これにより、歳出全体でも、1993年から2000年にかけて、対GDP比21.1%から同18.0%へと3.1ポイント低下した（図表28）。

3) 歳入面での取り組み

次に、歳入面に関する取り組みについてみると、ブッシュ共和党政権は、前政権下で推し進められた個人所得税制における税率構造の簡素化と最高税率の引き下げを見直し、1991年に、15%・28%の2段階税率に31%の税率区分を追加して3段階税率とした（図表29・30）。これはさらに、クリントン民主党政権下で改革され、36%と39.6%の税率区分が上乘せされ、個人所得税の累進性が強められた。また、公的年金給付の一部を新たに個人所得税の課税対象に含めるなど、課税ベースを広げる改革も実施された。その結果、個人所得税収の対GDP比は、1992年以降、上昇傾向

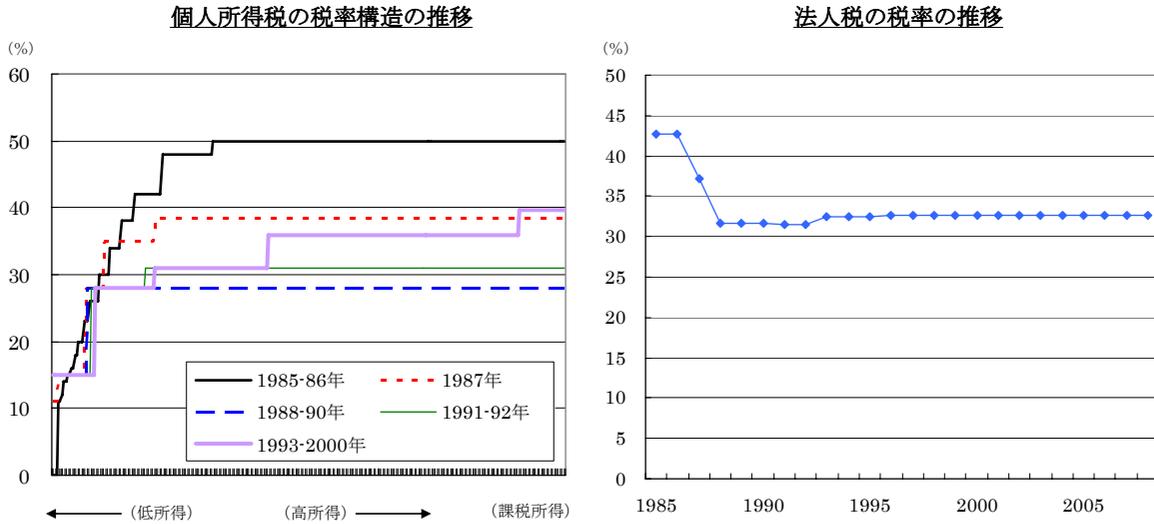
図表28 米国の連邦政府の歳出規模の推移



(注) 右図は、主要歳出項目についてのみ掲載。

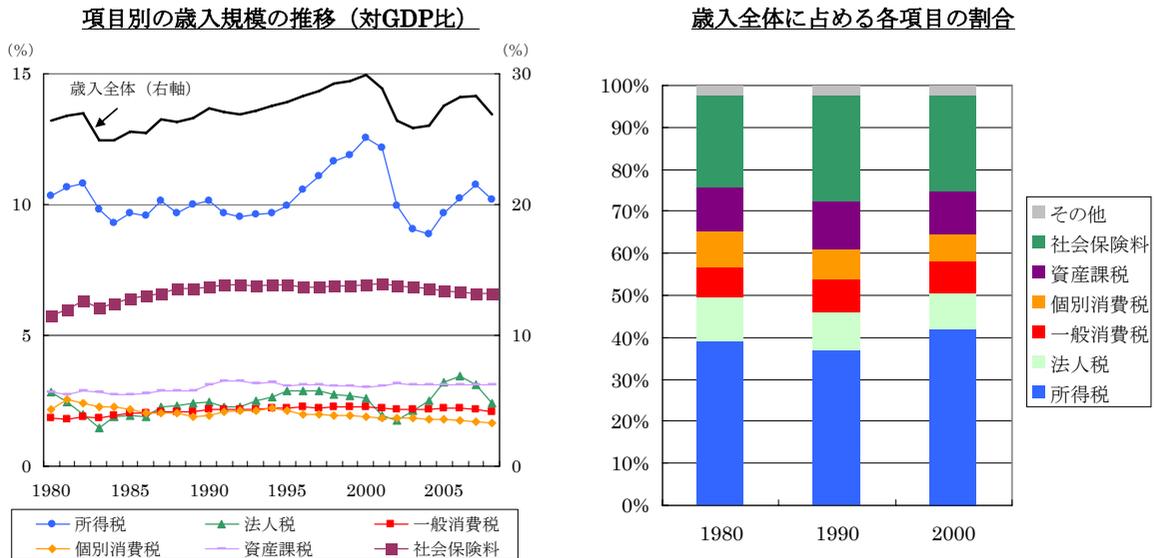
(出所) 米国内務省、およびIMF資料より、野村資本市場研究所作成

図表 29 米国の主要税目の税率の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

図表 30 米国の一般政府の主要項目別に見た歳入規模の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

をたどって 2000 年には 12.5%と、1990 年の 10.1%から 2.4%ポイント増加した。

また、法人税は、レーガン政権下において、税率の引き下げと各種控除措置の廃止などによる課税ベースの拡大が進められたが、1990 年代においては、1993 年に 34% から 35%に税率が引き上げられただけで、それ以降、税率水準は維持された。景気回復の恩恵も受けて、法人税収の対 GDP 比は 1994 年に 2%台に達したものの、その後は 2000 年まで横ばいで推移した。

4) 財政収支の推移

こうした取り組みの結果、景気拡大の影響もあって、米国の財政状況は大きく改善した。一般政府の財政収支の推移をみると、1992年の対GDP比マイナス5.8%から、赤字幅は縮小の一途をたどり、1998年には同0.4%のプラスに転じた（前掲図表27）。また、グロス・ベースでも、1993年の対GDP比65.2%をピークに減少傾向に転じ、2000年には48.0%と、1985年以降ではじめて、50%の水準を下回った（前掲図表2）。

7. カナダ¹²

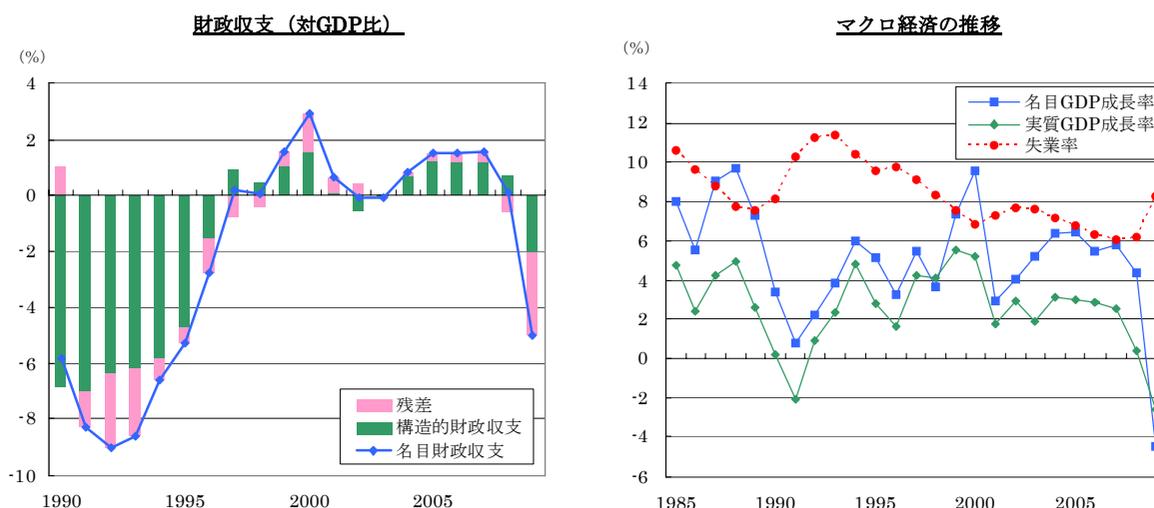
1) 財政健全化を後押しした背景

最後に、カナダの状況についてであるが、同国では、1970年代後半から1980年代中頃までの比較的長期にわたって、財政赤字が拡大基調をたどり、1985年の一般政府レベルの財政収支が対GDP比マイナス8.9%に膨らむまでに財政状況が悪化した。

これに対しては、1984年に政権を獲得したマルルーニ進歩保守党政権によって、歳出の削減を中心とした財政再建が図られた。その効果もあって、政府の歳出規模は、一時は政権発足時より対GDP比2.1%ポイント縮減した。

しかし、1980年代末から1990年代初めにかけてカナダ経済が不況に見舞われたために、再び歳出規模は拡大傾向をたどり、1992年には同53.3%へと、政権発足時より5.8%ポイント、むしろ拡大することとなった（図表31・32左図）。そしてこの間、歳入は歳出の拡大につれて増加したわけではなかったため、財政収支は1980年代末

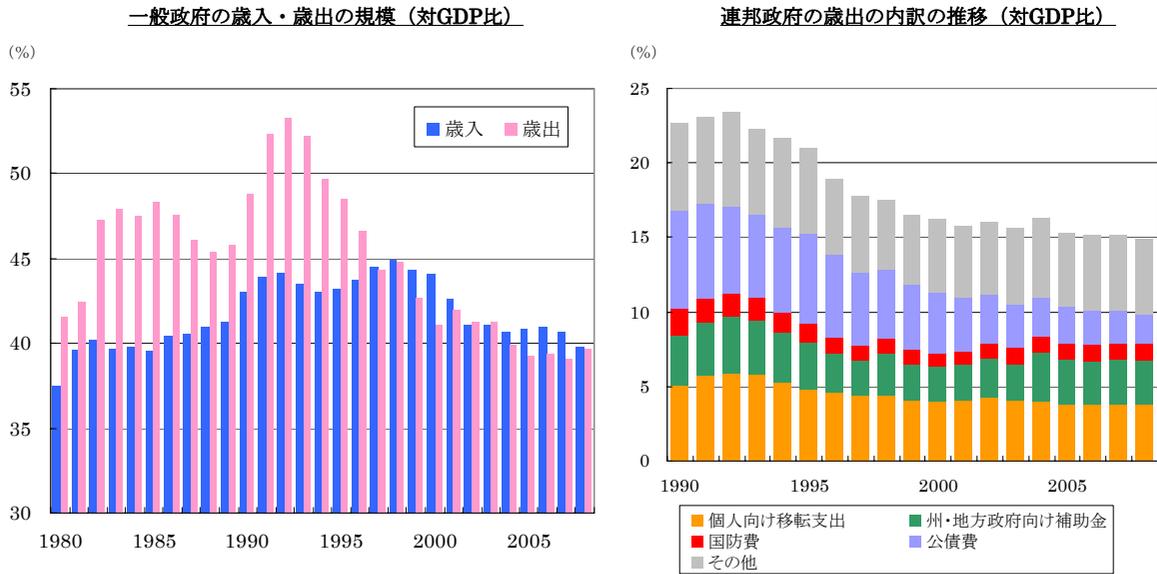
図表31 カナダの財政収支、および主要マクロ経済指標の推移



(出所) IMF 資料より、野村資本市場研究所作成

¹² 本節で取り上げるカナダについては特に、以下の文献を参考資料として用いた。岩崎美紀子『行政改革と財政再建』御茶の水書房、2002年、金子・池上他編著『財政赤字の力学』税務経理協会、2005年。

図表 32 カナダの政府の歳出規模の推移



(出所) OECD 資料 (左図)、およびカナダ統計局資料 (右図) より、野村資本市場研究所作成

より急激に悪化し、1992年には一般政府の財政収支の対GDP比はマイナス9.1%と、1985年よりもさらに深刻な財政悪化に苦しむこととなった。

2) 歳出規模の抑制に向けた取り組み

こうした財政状況の深刻化に対して、1993年に誕生したクレティエン自由党政権は、歳出の削減を中心とした財政再建の取り組みを推し進めた。

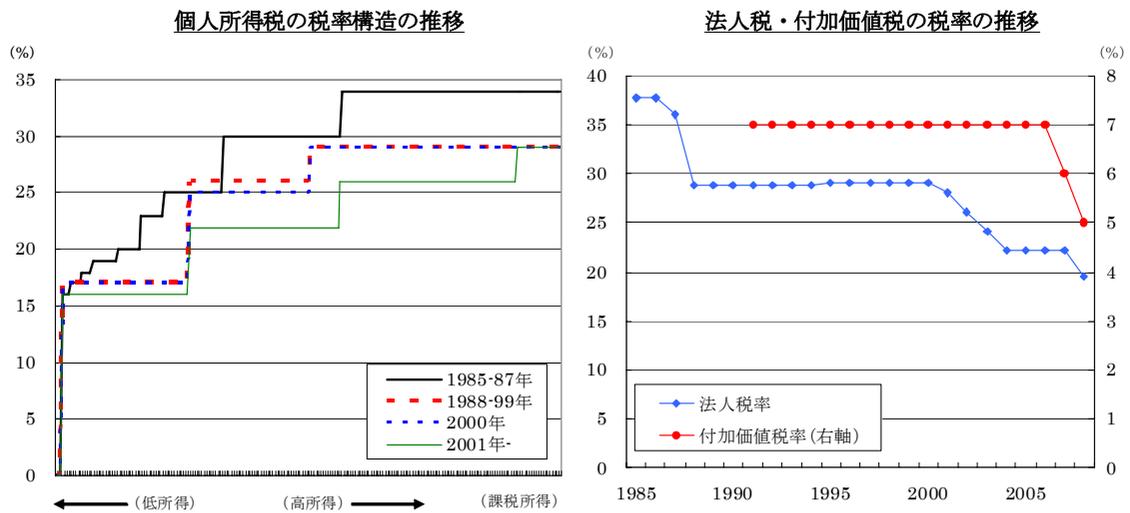
具体的には、プログラム・レビュー (Program Review) と呼ばれる公共サービスの見直しが実施された。そこでは、①公共の利益に適っているか、②政府が行うことが正当、かつ必要か、③連邦政府と州政府のいずれが実施すべきか、④民間、ないしボランティア・セクターに、事業の一部または全部を任せるべきか、⑤政策の実施において、効率性を向上させる方法は何か、⑥厳しい財政状況にあっても実施する意味はあるか、という6つの判断基準に基づき、各省庁が全ての事業の実施についての検討を行った。

また、プログラム・レビューでの検討結果も反映して、連邦政府は、例えば公務員の定数削減や民間企業などへの補助金の削減、社会保障制度改革による財政負担の圧縮のほか、州政府に対する補助金の削減も実施した。その効果は、対GDP比ベースの推移をみても顕著に現れており、例えば移転支出では1993年の5.8%から2000年には4.0%へと1.8%ポイント低下したほか、州政府などへの補助金は1.4%、軍事費は0.6%ポイント、それぞれ削減された (図表32右図)。

3) 歳入面での取り組み

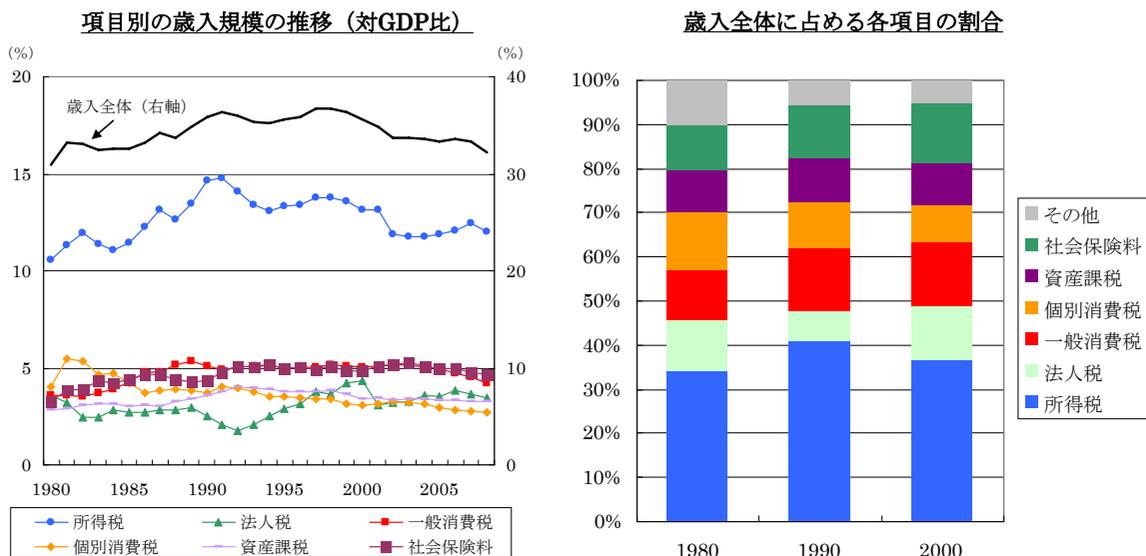
一方、歳入面については、1987年に実施された税制改正によって、個人所得税と法人税の大幅な改革が実施された。まず、個人所得税に関しては、税率構造が10段階から3段階へと大幅に簡素化されると同時に、最高税率の34%から29%への引き下げが実施された一方で、人的控除措置を所得控除から税額控除にシフトさせた(図表33・34)。また、法人税では、税率を36%から28%に引き下げるとともに、加速度償却や投資税額控除などを廃止することで課税ベースが広げられた。

図表33 カナダの主要税目の税率の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

図表34 カナダの一般政府の主要項目別にみた歳入規模の推移



(出所) OECD 資料より、野村資本市場研究所作成

一方、消費課税については、1987年に従来の製造者売上税に代わって GST (Goods and Services Tax) と呼ばれる税額控除付き付加価値税が導入された点が注目される。これは、税率が連邦政府レベルで 7%に統一され、製造者売上税などよりも幅広い財・サービスに課税されるとともに、付加価値税の逆進性を緩和するために、所得税に GST に関する税額控除措置が導入される、というものである。この税額控除額は所得水準によって決まり、一定水準以上の所得を得ていれば、所得に比例して控除額が引き下げられる。

1990年代において、個人所得税や法人税、付加価値税の制度内容には、税率水準を含めて、1987年の税制改革からの大幅な変更はない。

歳入規模の対 GDP 比ベースでの推移をみると、消費課税は 5%の水準で安定していた。また、所得税については、1990年代前半には税収が減少傾向をたどったものの、景気回復後は 2000年まで、13%台の水準でおおよそ横ばいで推移した、その一方で、法人税収は 1992年を底に増加を続け、2000年には 4.3%と、10年間で 1.8%ポイント上昇した。なお、歳入全体では、1990年代を通して対 GDP 比 35%前後の水準を一貫して維持した。

4) 財政収支の推移

カナダでは、以上でみてきたとおり、歳出の削減を中心に財政の健全化が推し進められた。これにより、一般政府レベルでの財政収支は、対 GDP 比で 1992年のマイナス 9.1%から急速に回復基調をたどり、1997年には黒字に転じ、2000年にはプラス 2.9%にまで達した（前掲図表 31 左図）。また、債務残高は、1996年の 101.7%をピークとして減少傾向に転じ、2000年には 82.1%の水準にまで落ち着くこととなった。

なお、こうした財政状況の改善を受けて、カナダ政府は 2000年に、個人所得税の税率引き下げ、あるいは児童税額控除や教育税額控除の拡大、および法人税率の 28%から 21%への段階的引き下げなどを決定した。

III 終わりに

以上、本稿では欧米先進諸国を対象として、各国で 1990年代に推し進められた財政再建の事例について概観してきた。最後に、これら 7ヶ国の国々で実施された財政健全化に向けた施策について、まとめることとする（図表 35）。

7ヶ国での取り組みにおいては、①1990年前後のマクロ経済環境の悪化を直接的な契機とした財政収支の悪化が、財政再建の取り組みを本格化させる背景にあったこと、②客観的な数値目標を盛り込んだ財政運営のルールを設定し、歳出規模の縮減を中心に財政の健全化を推し進めたこと、③歳入面では、付加価値税の税率引き上げを 1980年代から 1990年代にかけて実施したこと、の 3点が、おおよその共通項として導き出される。

このうち、①財政健全化策の推進の背景に関しては、1990年代前半に7ヶ国全てが実質マイナス成長を経験しており、税収の低下、および失業保険などの歳出の拡大が予想される局面に直面した。さらに、各国固有の経済・財政事情から、過去に比べても財政状況がいつそう深刻となっていたところが多かった。各国の事情とはすなわち、1980年代から慢性的な財政赤字を抱えていたイタリアや米国、1990年の東西ドイツ統一によって旧東ドイツ地域の経済復興のための財政負担を負うこととなったドイツ、第二次世界大戦以後、高福祉国家体制を維持してきた経緯から過度に歳出規模が肥大化していたスウェーデン、といったものである。

加えて、財政運営に対して「外圧」が加わったことで、各国政府は、財政状況の悪化を放置しておくことが許されない状況に追い込まれた。その代表例が、欧州通貨統合に向けた、マーストリヒト条約における財政の健全性に関する基準である。ドイツやフランス、イタリアといった通貨統合への参加国のほか、英国やスウェーデンも、いつでも通貨統合に参加できるよう、財政健全化の目標の一つと位置づけた。また、イタリアやスウェーデンでは、資本市場においてソブリン・リスクに対する懸念が高まったことを受けて、国債金利のスプレッドの拡大、あるいは英国とともに自国通貨の価値の暴落を経験し、経済・財政運営が大きく制約された。こうした「外圧」を受けて、欧米先進諸国は総じて、悪化した財政状況の建て直しを喫緊の政策課題として位置づけることとなったのである。

②歳出の削減改革については、①新たな政策を実施する際には、財政負担が追加的に生じないように、別の分野で歳出の削減、ないし増税措置を講じるというペイ・アズ・ユー・ゴー原則の導入や、②既存の公共サービスにおける歳出の自然増を回避するための、経済成長率を参考にした上限の設定、といった財政運営のルールが、ほぼ全ての国で採用された。

ただし、これに基づく歳出削減の具体的な取り組みについては、国による多様性がみられる。例えば、1990年代における対GDP比ベースでの歳出削減規模が7ヶ国中、最も大きかったスウェーデンでは、特に社会保障制度の分野でのサービス内容の縮減が中心施策とされた。程度の違いこそあれ、ドイツやフランスも、少子高齢化が進展する中で、社会保障関連の歳出の自然増の抑制を図ったという点では、スウェーデンに似た取り組みを行った国と捉えられる。一方、スウェーデンに匹敵する規模で歳出を削減したカナダでは、連邦政府がこれまで行ってきた事業を州政府に移管するとともに、補助金を減額することで、州政府レベルでの事業の効率化を促し、政府全体としての歳出規模を圧縮した。このような方法は、イタリアや米国でも採られた。また、イタリアやスウェーデンでは、財政収支の改善につれてソブリン・リスクへの懸念が弱まり、国債の利回りが低下したことによる利払い負担の軽減効果も大きかった。

③歳入面については、付加価値税率の引き上げが、連邦政府レベルの基幹税とされていない米国を除くすべての国で実施された。特にスウェーデンは、1990・1991年の税制改革によって直間比率が見直され、付加価値税の位置づけが高められた代表的な国といえる。

その他の税目に関していえば、法人税について、1980年代に大幅に税率が引き下げら

れると同時に、各種控除措置が縮小・廃止されて課税ベースが広げられ、より多くの企業に対して薄い負担を求める仕組みとされた点も、多くの国で共通する。1990年代の税收規模の推移をみると、イタリアを除く6ヶ国で、景気回復の効果も手伝って対GDP比ベースで増収となった。

しかし、個人所得税においては、制度改革の内容にばらつきがみられた。フランスでは、社会保険料に代わる社会保障制度の財源として個人所得税が位置づけられ、実質的な所得課税での増税措置が採られた。これに対して、英国や米国では、1980年代の税制改革によって税率構造が簡素化されるとともに、最高税率が大幅に引き下げられて累進性が弱められたため、1990年代の景気回復局面においても、税金はさほど増えず、個人所得税の位置づけが弱められた。先述のとおり、スウェーデンでも、直接税から間接税へという流れの中で、所得税収は減少したものの、同国の場合にはそれでも所得税収の対GDP比規模は15%以上を維持しており、この点で米国や英国とは異なっている。また、イタリアでは、個人所得税の税率は引き下げられたものの、徴税システムの機能強化によって、大幅な増収となった点が、独自の特徴といえる。

なお、英国やフランスでは1980年代を中心に、またドイツやイタリアでは1990年代に、国営企業の民営化が推し進められた。これは、企業に対する資金支援の負担の軽減という形で歳出の削減効果があるとともに、政府持分を民間に売却することで特別収入が生じることで、一時的とはいえ歳入の増加につながり、財政収支の改善に一定、貢献した。

図表 35 欧米先進諸国の1990年代の財政健全化に向けた取り組み

| | ドイツ | フランス | イタリア | |
|--------------------|---|---|--|---|
| 財政再建策の背景 | <ul style="list-style-type: none"> 東西ドイツ統一後の景気の後退 実質GDP成長率は +5.0% (1991年) → -0.7% (1993年) へ 旧東ドイツ地域のインフラ整備や政府債務の継承による財政負担の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +2.6% (1990年) → -0.8% (1993年) へ | <ul style="list-style-type: none"> 1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +2.0% (1990年) → -0.8% (1993年) へ 1980年代からの慢性的な財政赤字 市場での、イタリア経済・財政の先行きに対する不安感の高まり イタリア・リラの価値暴落 国債金利のスプレッドの拡大 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 欧州通貨統合への参加条件を満たす必要 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州通貨統合への参加条件を満たす必要 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州通貨統合への参加条件を満たす必要 | |
| 当初の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 -2.8% (1991年) → 3.0% (1993年) 政府債務残高 37.7% (1991年) | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 -2.4% (1990年) → 6.4% (1993年) 政府債務残高 38.6% (1990年) | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 -11.4% (1990年) → 11.4% (1991年) 政府債務残高 97.6% (1990年) | |
| | 政権担当者 | | | |
| 財政再建に向けた取り組みの内容・特徴 | <ul style="list-style-type: none"> コール首相 (1982年～1998年) | <ul style="list-style-type: none"> ミッテラン大統領 (1981年～1995年) バラデュール首相 (1993年～1995年) シラク大統領 (1995年～2007年) ジュベ首相 (1995年～1997年) | <ul style="list-style-type: none"> アマート首相 (1992年～1993年) など | |
| | 歳出の削減 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> モラトリアム原則 新たな政策を実施する場合、発生する歳出の拡大と同額の歳出削減を併せて行う 2000年までに、東西ドイツ統一前の水準に歳出規模を抑制 歳出の増加率を、名目GDP成長率より2%ポイント以上低く抑える 社会保障関連費の自然増の抑制 公務員定数の削減など、人件費削減 | <ul style="list-style-type: none"> 歳出の増加率を、インフレ率以下に抑制 (ミッテラン政権期) 財政赤字の削減目標の設定 (シラク政権期) 社会保障関連費の自然増の抑制 公務員定数の削減など、人件費削減 | <ul style="list-style-type: none"> オブリコ・コペルツォーラ原則 新たな政策を実施する場合、発生する歳出の拡大と同額の歳出削減を併せて行う 既存の憲法規定の厳格適用 社会保障関連費の自然増の抑制 | |
| | 歳入の引き上げ (税制改革等) | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 付加価値税率の引き上げ 14% → 16% (1993年・1998年) 個人所得税の税制改正 2段階税率を維持 最高税率の水準維持 課税最低限の引き上げと低所得者向け税率の引き上げ (19.0% → 25.9% (1996年)) ※連帯付加税の創設 (納税額5.5%相当) | <ul style="list-style-type: none"> 付加価値税率の引き上げ 18.6% → 20.6% (1995年) 個人所得税の税制改正 所得税そのものは、税率構造の簡素化 (1993年)、および税率引き下げ (1996年) 一般社会税の創設 広い課税ベースと定率課税が特徴 社会保障関連費の財源確保が主要目的 社会保険料の引き下げと併せての税率引き上げ (1998年) 性格を同じくする社会保障債務返済税も新設 (1996年) | <ul style="list-style-type: none"> 付加価値税率の引き上げ 19% → 20% (1998年) 個人所得税の税制改正 税率構造の簡素化 最高税率の引き下げ 課税最低限の引き上げと低所得者向け税率の引き上げ | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 法人税率は引き下げ 50% → 40% (1991年・1999年) (ただし、州・地方税では引き上げ) 各種課税控除措置の廃止 ※連帯付加税の創設 (納税額5.5%相当) | <ul style="list-style-type: none"> 法人税率の推移 42% → 33.3% (1992年・1993年) 33.3% → 41.6% (1995年・1997年) 各種課税控除措置の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> 法人税率の推移 46.4% → 53.2% (1991年～1994年) 53.2% → 37.0% (1998年) 各種課税控除措置の廃止 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 国営企業の民営化 ドイツ・テレコム、ルフトハンザなど (1998年) | | <ul style="list-style-type: none"> 脱税の防止措置の強化 国営企業の民営化 IRIを初めとする国営企業グループの政府持分売却など | |
| | 再建の成果 | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 1.3% (2000年) 政府債務残高 60.4% (2000年) | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 -1.5% (2000年) 政府債務残高 65.6% (2000年) | <ul style="list-style-type: none"> 財政収支 -0.9% (2000年) 政府債務残高 121.6% (2000年) |

(注) 1. 各国の取り組み事例のうち、主要なものを取り上げて掲載している。

2. 財政収支と債務残高の値は、対GDP比。

(出所) 各種資料より、野村資本市場研究所作成

図表 35 欧米先進諸国の 1990 年代の財政健全化に向けた取り組み（続き）

| | 英国 | スウェーデン | 米国 | カナダ |
|-----------------------|--|---|---|---|
| 財政再建策の背景 | ・1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +0.7% (1990年) →-1.3% (1991年) へ | ・1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +1.0% (1990年) →-2.0% (1993年) へ 国内金融セクターの混乱、不良債権問題 | ・1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +1.8% (1990年) →-0.2% (1991年) へ S&L危機、不良債権問題 | ・1990年代初頭の景気の後退 実質GDP成長率は +0.1% (1990年) →-2.0% (1991年) へ |
| | ・市場での、英国経済・財政の先行きに対する不安感 | ・市場での、スウェーデン経済・財政の先行きに対する不安感 | | |
| | 英国・ポンドの価値暴落 | 国内最大手保険会社の投資姿勢の変化 | | |
| | ・欧州通貨統合への参加条件を満たす必要（参考指標としての活用） | ・欧州通貨統合への参加条件を満たす必要（参考指標としての活用） | | |
| 財政初状況 | ・財政収支 -2.0% (1990年) →-8.0% (1993年) | ・財政収支 -11.2% (1993年) | ・財政収支 -4.2% (1990年) →-5.8% (1992年) | ・財政収支 -5.8% (1990年) →-9.1% (1992年) |
| | ・政府債務残高 32.3% (1990年) | ・政府債務残高 53.0% (1991年) | ・政府債務残高 57.3% (1990年) | ・政府債務残高 75.2% (1990年) |
| 政権担当者 | | | | |
| | メージャー首相 (1990年～1997年) ブレア首相 (1997年～2007年) | カール・ビルト首相 (1991年～1994年) カールソン首相 (1994年～1996年) | ブッシュ大統領 (1989年～1993年) クリントン大統領 (1993年～2001年) | クレティエン首相 (1993年～2003年) |
| 歳出の削減 | | | | |
| 財政再建に向けた取り組みの内容・特徴 | ・コントロール・トータル制度 政策の裁量余地のある歳出について、増加率を実質ベースで経済成長率以下に抑える 歳出全体の約85%をカバー | ・社会保障制度改革 失業保険制度における給付水準の引き下げなど | ・キャップ制 裁量的経費に対して、上限を設定 | ・プログラム・レビュー |
| | ・ゴールデン・ルール 経常的経費の財源としての国債発行の禁止 投資経費の十分な確保が目的 | ・地方自治体への権限移譲 | ・ターゲット制 クリントン政権が導入、義務的経費についても上限を設定 | ・予算策定プロセスの改革 ・州政府などへの権限移譲 |
| | ・サステナビリティ・ルール 公的債務残高の対GDP比での上限を設定 | | ・Pay as You Go原則 新たな政策を実施する場合、発生する歳出増や税収減を相殺する対応を講じる | |
| 歳入の引き上げ（税制改革等） | | | | |
| | ・付加価値税率の引き上げ サッチャー政権の大幅引き上げ、メージャー政権下での追加引き上げ（15%→17.5%） ブレア政権は、税率据え置き | ・付加価値税率の引き上げ 1980年代時点で、すでに高水準、これをさらに引き上げ（23.46%→25.0%） | | ・消費課税の制度改革 GSTへの統一 税額控除付きの一般消費税 |
| | ・個人所得税の税制改正 軽減税率の導入 所得控除の見直し | ・個人所得税の税制改正 地方自治体との税源配分の変更 | ・個人所得税の税制改正 最高税率の引き上げ（28%→39.6%） | ・個人所得税の税制改正（1987年） 最高税率の引き下げ 税率構造の簡素化 |
| | ・法人税率は引き下げ サッチャー政権の大幅引き下げ、メージャー政権下で追加引き下げ（35%→31%） ブレア政権は、ほぼ税率据え置き 一方で、課税ベースは拡大 | ・法人税率は引き下げ 40%→28%（1991年・1994年） 一方で、課税ベースは拡大 | ・法人税率はほぼ据え置き 34%→35%（1993年） 一方で、課税ベースは拡大 | ・法人税率は1980年代に引き下げ 36%→28%（1987年） 28%→29.1%（1995年） 一方で、課税ベースは拡大 |
| 再建の成果 | ・財政収支 3.7% (2000年) | ・財政収支 3.8% (2000年) | ・財政収支 1.6% (2000年) | ・財政収支 2.9% (2000年) |
| | ・政府債務残高 45.1% (2000年) | ・政府債務残高 55.3% (2000年) | ・政府債務残高 48.0% (2000年) | ・政府債務残高 82.1% (2000年) |

(注) 1. 各国の取り組み事例のうち、主要なものを取り上げて掲載している。

2. 財政収支と債務残高の値は、対GDP比。

(出所) 各種資料より、野村資本市場研究所作成